

令和元年度版

(令和元年10月1日以降版)

【令和元年10月1日現在】

# 中小企業融資制度便覧



秋田県中小企業応援キャラクター  
「がんばっけさん」

# 秋田県産業労働部産業政策課

## 目 次

<b>1 県の間接融資制度</b> .....	<b>1</b>
(1) 経営基盤の充実を図るための資金 .....	1
中小企業振興資金 (一般資金、流動資産担保資金、小規模事業振興資金、中小企業災害復旧資金)	
中小企業組織融資資金	
(2) 経営の安定を図るための資金 .....	3
経営安定資金	
(3) 戦略的意欲的な経営を図るための資金 .....	4
新事業展開資金 (事業革新資金、再生可能エネルギー導入支援資金、 再生可能エネルギー設備資金、創業支援資金、事業承継資金)	
再建企業特別融資資金 (事業再生資金、再起支援資金)	
(4) 工業立地の促進 .....	6
企業立地促進資金	
<b>2 県の直接貸付制度(中小企業高度化資金)</b> .....	<b>7</b>
<b>3 秋田県単独機械類貸与事業</b> .....	<b>8</b>
((公財)あきた企業活性化センター所管貸与制度)	
<b>4 秋田県地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)</b> .....	<b>10</b>
<b>5 政府系金融機関の融資制度</b> .....	<b>11</b>
(1) ㈱日本政策金融公庫 (中小企業事業) .....	11
(2) ㈱日本政策金融公庫 (国民生活事業) .....	24
(3) ㈱日本政策金融公庫 (農林水産事業) .....	31
(4) ㈱商工組合中央金庫 .....	36
<b>6 市町村の中小企業金融対策</b> .....	<b>38</b>
(1) 秋田市の中小企業向け融資制度 .....	38
(2) 市町村中小企業振興資金 .....	40
(3) 市町村独自融資制度 .....	41
(4) 市町村が行う県・国の制度資金に対する利子軽減及び保証料軽減措置 .....	41
<b>7 秋田県信用保証協会保証制度</b> .....	<b>42</b>
<b>8 県内中小企業金融相談の問い合わせ先</b> .....	<b>45</b>
<b>9 経営相談窓口</b> .....	<b>45</b>

# 1. 県の間接融資制度

<中小企業者(中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者)とは>

以下のⅠの特定事業を営むものであって、Ⅱの規模等の条件を満たすもの。

**Ⅰ 特定事業**

次に掲げる以外の業種。

農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)

※このほか、社会保険及び社会福祉、非営利団体、一部の風俗営業等、公序良俗に反するもの、投機的なもの等も融資の対象外。

<問い合わせ先>

秋田県信用保証協会: 電話018-863-9011

産業政策課: 電話018-860-2215

**Ⅱ 規模等の条件**

(1) 中小企業者

製造業等 資本金3億円以下又は従業員300人以下、卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業 資本金5,000万円以下又は従業員50人以下、サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

ゴム製造業 資本金3億円以下又は従業員900人以下、旅館業 資本金5,000万円以下又は従業員200人以下

ソフトウェア業又は情報処理サービス業 資本金3億円以下又は従業員300人以下

医業を主たる事業とする法人 従業員300人以下

特定非営利活動法人 製造業は従業員300人以下、卸売業及びサービス業は従業員100人以下、小売業は50人以下

(2) (1)の中小企業者の他、中小企業等協同組合等も対象。

## (1) 経営基盤の充実を図るための資金

制度名	融資対象	融資条件		融資条件				申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考
		資金用途	限度額(万円)	年利率(%)	保証料率(%)	貸付期間	据置期間			
中小企業振興資金	一般資金	設備資金 運転資金	10,000	固定 1.95 変動 1.70	1.55以下	固定 設備10年 運転7年 変動 設備15年 運転10年	固定・変動 設備2年 運転1年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。
	※セーフティネット保証			1～4、6号						
	働き方改革支援枠			固定 1.75 変動 1.50	1.55以下					
		一般資金の融資対象要件を満たし、次のいずれかの認定を受けている方 経済産業省認定:健康経営優良法人 厚生労働省認定:ユースエール、えるぼし、くるみん、プラチナくるみん		※セーフティネット保証						
				固定 1.55 変動 1.30	0.88					
				固定 1.75 変動 1.50	0.76					
	流動資産担保資金	設備資金 運転資金	10,000(保証割合80%の部分保証方式)	固定 1.75 変動 1.50	0.68	1年 割賦又は一括償還	—	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要		
		県内で1年以上事業を営んでいる方で、売掛債権や棚卸資産を保有する方						担保 流動資産(売掛債権、棚卸資産)		

制度名	融資対象	融資条件		融資条件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考			
		資金使途	限度額(万円)	年利率(%)	保証料率(%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人						
中小企業振興資金	小規模事業振興資金 ※従業員20人以下[商業・サービス業は5人以下]の事業者が対象	小規模事業を営むもので、県内で1年以上事業を営んでいる方	設備資金 運転資金	2,000	1.95	0.45	設備10年 運転7年	設備2年 運転1年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合	借入申込書を商工会等へ提出する。商工会等で適当と認めた場合、金融機関へ申込書が送付される。		
	ICT導入支援枠	小規模事業振興資金の融資対象要件を満たし、認定経営革新等支援機関の指導を受け、ICTの導入や利活用を図ろうとする方		(ICT導入支援枠、小口支援枠と併せて2,000万円)	※セーフティネット保証								割賦又は一括償還	
					1～4、6号	1.75								0.50
					5、7、8号	1.95								0.45
小口支援枠	小規模事業振興資金の融資対象要件を満たし、かつ、既存の保証協会の保証付き融資残高(根保証・当座貸越等は限度額)との合計で、2,000万円以内となるもの)	2,000	1.55	0.45	10年 割賦又は一括償還	1年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要	担保 原則不要	市町村長の罹災証明書を添付し、金融機関又は保証協会に申込む。					
			※セーフティネット保証											
				1～4、6号	1.35	0.50								
				5、7、8号	1.55	0.45								
中小企業災害復旧資金	県内で1年以上事業を営んでる方で、災害によって事務所又は事業所が罹災した方 ※取扱は災害発生日から6か月間	設備資金 運転資金	1,000	1.35	0.0	10年 割賦又は一括償還	1年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要	担保 原則不要	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	市町村長の罹災証明書を添付し、金融機関又は保証協会に申込む。			
中小企業組織融資資金	中小企業団体中央会に加入している中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律および商店街振興組合法に基づき組織された中小企業団体及びその組合員に対する経営の改善及び貿易の振興のための資金 ①事業協同組合②事業協同小組合③火災共済協同組合④信用協同組合⑤協同組合連合会⑥企業組合⑦協業組合⑧商工組合⑨商工組合連合会⑩商店街振興組合⑪商店街振興組合連合会	設備資金 運転資金	組合 50,000 組合員 2,000	商工中金 所定利率の0.5%減	—	設備10年 運転7年	商工中金の 定めによる	商工中金の 定めによる	中小企業団体中央会	商工中金	中央会の推薦を得て商工中金に申込む。			

(2) 経営の安定を図るための資金

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件				申込受付場所又は經由機関	取扱金融機関	備 考			
		資金用途	限度額(万円)	年利率(%)	保証料率(%)	貸付期間	据置期間				担保・保証人		
経営安定資金	県内において1年以上事業を営み、かつ、次のいずれかに該当するものとして商工会議所、商工会連合会又は商工会の認定を受けた方 ①直近3カ月又は直近6カ月の売上高又は今後3カ月間の売上高見込みが前年同期比で5%以上減少している方 ②直前決算において赤字を計上している方 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有している方 ④中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関と取引のあるものとして、特定中小企業者の認定を受けた方 ⑤令和元年10月1日の消費税増税後における直近3か月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している方	設備資金 運転資金	8,000 ④は別枠 5,000	1.55	1.55以下	10年	2年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する  普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込み。		
				※セーフティネット保証									
				1～4、6号	1.35							0.88 ③は0.50	
				5、7、8号	1.55							0.76 ③は0.45	
経営力強化枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行する方	設備資金 運転資金	20,000	1.55	1.40以下	設備7年 運転5年	設備1年 運転1年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する  普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込み。		
借換枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、既存の中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)、経営安定資金(緊急経済対策枠又は借換枠)を利用した金融債務の残高があり、次のいずれかに該当する方 ①適切な事業計画を有していること ②認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行する方	設備資金 運転資金	28,000	1.40	1.55以下	10年	1年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する  普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込み。		
特別改善枠	県内で1年以上事業を営んでいて、再生計画等に取り組み、次のいずれかに該当する方 ①経営の安定に支障を生じ、再生計画について商工調停士の指導を受け、商工会議所、商工会連合会又はあきた企業活性化センターから推薦を受けた方 ②秋田県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を行う方で、同協議会の推薦を受けた方	設備資金 運転資金	① 5,000 ② 8,000	1.95	1.55以下	12年	3年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会 あきた企業活性化センター	県内に本支店を有する  普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会議所、商工会連合会(商工会經由)又はあきた企業活性化センターに再生計画を添えて推薦申請し、推薦を得た後に、金融機関所定の借入申込書で申込み。		
				※セーフティネット保証									
				1～4、6号	1.75							0.88	
5、7、8号	1.95	0.76											
危機関連枠	経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方	設備資金 運転資金	28,000	経済危機、災害等の規模、影響を考慮し、個別に決定	経済危機、災害等の規模、影響を考慮し、個別に決定	10年	2年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会 あきた企業活性化センター	県内に本支店を有する  普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	詳細は経済危機、災害等の規模、影響を考慮し、個別に決定する。		

(3) 戦略的意欲的な経営を図るための資金

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は經由機関	取扱金融機関	備 考				
		資金使途	限度額(万円)	年利率(%)	保証料率(%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人							
新事業展開資金	事業革新資金	県内において1年以上事業を営み(⑥～⑩を除く)、かつ、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認定又は確認を受けた方 ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」を行う方 ②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する方 ③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた方 ④商店街振興組合等の整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行う方 ⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う方 ⑥特許法に基づく特許技術(出願中を含む)を有し、その実用化のための事業を行う方 ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化、生産化のための事業を行う方 ⑧中小企業地域資源活用促進法、農工商等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する方 ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う方 ⑩異なる二者以上の企業者で連携して事業を行う方	設備資金	10,000	1.30	0.6以下	10年	3年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求 2千万円以下の場合、原則として本資金によって取得した資産を除き、徴求しない	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する  普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会等の認定または確認書を付し、金融機関に申込み。			
			運転資金	対象⑨は20,000 対象⑩は5,000									※セーフティネット保証		割賦又は一括償還
													1～4、6号	1.10	
				5、7、8号	1.30	0.60									
再生可能エネルギー導入支援資金	太陽光・風力・水力・地熱発電及びバイオマスエネルギー利用設備を設置し、発電事業を行う中小企業者	設備資金	28,000	1.30	1.55以下	15年	3年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金						
													※セーフティネット保証		5、7、8号
再生可能エネルギー設備資金	太陽光・風力・水力・地熱発電及びバイオマスエネルギー利用設備を設置し、発電事業を行う中小企業者	設備資金	20,000	1.30	1.07	15年	3年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ 徴求							

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は經由機関	取扱金融機関	備 考	
		資金使途	限度額 (万円)	年利率 (%)	保証料率 (%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人				
新事業展開資金	創業支援資金	次のいずれかの要件に該当する創業者又は中小企業者 ①県内で新たに事業を開始しようとする方 ②個人は事業開始後、法人は設立後5年を経過していない方 ③新たに会社を設立する計画を有する会社及び当該計画により設立された会社で設立の日以後5年を経過していない会社 ④秋田県に移住後3年以内で、①～③のいずれかに該当する方	設備資金 運転資金	3,500 (自己資金・事業費等の制限あり)	1.30 (創業塾等修了者及び県外から移住後3年以内の者は1.10)	0.60	10年	3年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 不要	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会等に推薦依頼し、推薦を得た後に、金融機関所定の借入申込書で申込む。
	女性・若者支援枠	創業支援資金の融資対象に該当する女性及び35歳未満の方		2,500 (自己資金・事業費等の制限あり)	1.10	—						
	事業承継資金	次のいずれかに該当する方(①～③は商工会議所または商工会の推薦を要する) ①破産等が発生した企業から、事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う方 ②事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う方 ③親族以外の従業員等が代表として承継した法人 ④経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による秋田県知事の認定を受けた会社である中小企業者、個人である中小企業者、中小企業者の代表者、事業を営んでいない個人	設備資金 運転資金	10,000  (④は20,000)	1.30 (事業引継ぎ支援センター支援案件等は1.10)	0.60以下	10年	3年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	商工会等に推薦依頼し、推薦を得た後に、金融機関所定の借入申込書で申込む。
					※セーフティネット保証							
					1～4、6号	1.10	0.70					
					5、7、8号	1.30	0.60					
再建企業特別融資資金	事業再生資金	次のいずれかの状態にある方 ①民事再生法に基づき計画の認可を受け、再生計画の途上にある方 ②会社更生法に基づき計画の認可を受け、更生計画の途上にある方	運転資金	10,000	金融機関 所定金利	1.20以下	1年	—	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 必要に応じ徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。	
	再起支援資金	県内で新たに事業を開始しようとする法人等で、次のいずれにも該当する方(開業後1年未満のものも含む。) ①代表権者に事業の廃止、解散経験がある者を含むこと ②代表権者に対し信用保証協会が求償権を持たないこと	設備資金 運転資金	2,000 (創業支援資金と合わせた額)	金融機関 所定金利	0.70	10年	2年	保証人 原則として法人は代表者、個人は不要  担保 不要	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 商工中金	金融機関所定の借入申込書等を直接金融機関等に提出する。	

(4) 工業立地の促進

制 度 名	融 資 対 象	融 資 使 途	融 資 限 度 額	貸 付 期 間	据 置 期 間	年 利 率 %	保 証 料 %	担 保 ・ 保 証 人	申 込 受 付 場 所 又 は 経 由 機 関	取 扱 金 融 機 関	備 考																												
企業立地促進資金	<p>次の(1)又は(2)に該当する企業で、資本の額又は出資の総額が1千万円以上の企業 (1)日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示)に掲げる以下の表に定める業種に属する企業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>産業分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>大分類E</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>倉庫業</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>デザイン業</td> <td>7261</td> </tr> <tr> <td>機械設計業</td> <td>7431</td> </tr> <tr> <td>梱包業</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>商品検査業</td> <td>7441</td> </tr> <tr> <td>機械等修理業</td> <td>901.902</td> </tr> <tr> <td>産業用設備洗浄業</td> <td>9292</td> </tr> <tr> <td>産業用機械器具賃貸業</td> <td>7021</td> </tr> <tr> <td>電気業</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>ガス製造工場</td> <td>3411</td> </tr> <tr> <td>熱供給業</td> <td>351</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他知事が必要と認めた業種</p> <p>(2) 県工業団地を取得する(した)企業 (貸付要件) (1) 換業時までの投下固定資産額が1億円(空き工業活用の場合は2千万円、ソフトウェア業にあっては1千万円)以上であること。 (2) 地域企業にあっては、工場等の新増設により雇用者数が増加すること (3) 県外企業にあっては次のいずれかに該当すること ① 県の誘致企業であること ② 県工業団地を取得する又は取得した企業にあっては、操業開始後1年以内に従業員10人以上であること (4) 誘致企業にあっては、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設すること</p>	業種	産業分類番号	製造業	大分類E	ソフトウェア業	391	倉庫業	47	デザイン業	7261	機械設計業	7431	梱包業	484	商品検査業	7441	機械等修理業	901.902	産業用設備洗浄業	9292	産業用機械器具賃貸業	7021	電気業	331	ガス製造工場	3411	熱供給業	351	<p>工場等の用地、建物及び付属設備、機械及び装置、備品、電力施設、用排水施設その他の施設 空き工場等の建物、設備等の活用</p>	<p>(1) 通常 投下固定資産額の50%又は10億円(空き工場等の活用の場合)は5億円)のいずれか低い額 ※ 上乗せ要件は次の①～③のいずれかに該当する場合 ① 県工業団地を取得する企業 ② 従業員を1年以内に40人以上、将来100人以上の雇用計画のある企業 ③ 換業時までの投下固定資産額が30億円以上の企業</p> <p>報</p>	<p>1.5年 元金均等年賦償還</p>	2年	1.60 (ただし輸送機関連及びアグリ関連業は1.50%)	—	担保・保証人の定めによる	産業政策課 団体・金融班	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合	関係書類をあらかじめ申請書に添付して提出。あらかじめ金融機関所定の手続きにより金融機関へ申込み
業種	産業分類番号																																						
製造業	大分類E																																						
ソフトウェア業	391																																						
倉庫業	47																																						
デザイン業	7261																																						
機械設計業	7431																																						
梱包業	484																																						
商品検査業	7441																																						
機械等修理業	901.902																																						
産業用設備洗浄業	9292																																						
産業用機械器具賃貸業	7021																																						
電気業	331																																						
ガス製造工場	3411																																						
熱供給業	351																																						
			<p>(1) 通常 投下固定資産額の60%又は10億円(いずれか低い額) (2) 上乗せ後 投下固定資産額の70%又は10億円(いずれか低い額) ※ 上乗せ要件は一般の①～③及び次の④のいずれかに該当する場合 ④ 高度技術産業集積地域内(秋田県)に新増設または空き工場等を活用して事業を行う先端技術型企業</p> <p>先 端 ・ 輸 送 機 械 ・ ア グ リ ・ 電 気 業</p>																																				

2. 県の直接貸付制度（中小企業高度化資金貸付事業）

制度名		目的		融資対象者		融資対象施設		限度額		貸付期間		据置期間		年利率%		担保・連帯保証人		備考	
経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループが、新商品・新技術開発や情報収集・処理、提供を行うための設備等を導入することにより、経営の合理化を図る。	経営革新計画承認グループが、新商品・新技術開発や情報収集・処理、提供を行うための設備等を導入することにより、経営の合理化を図る。	経営革新計画承認グループ（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者であつて、経営革新承認グループ事業を実施する①～③の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者の連名によるもの④それぞれの者の連名によるもの⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	経営革新計画承認グループ（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者であつて、経営革新承認グループ事業を実施する①～③の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者の連名によるもの④それぞれの者の連名によるもの⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45	担保・連帯保証人は原則として貸付対象物件	返済方法は、元金均等年賦金利は固定金利								
異分野連携新事業分野承認グループ事業	異分野連携新事業分野承認グループが競争力の強化や消費者需要の多様化に対応するため、共同で輸送、保管、荷さばき加工などの設備等を導入することにより、流通業務の効率化を図る。	異分野連携新事業分野承認グループ（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者であつて、異分野連携新事業分野承認グループ事業を実施する①～③の代表者②すべての者の連名によるもの④それぞれの者の連名によるもの⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	異分野連携新事業分野承認グループ（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者であつて、異分野連携新事業分野承認グループ事業を実施する①～③の代表者②すべての者の連名によるもの④それぞれの者の連名によるもの⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45	連帯保証人は原則として組合の役員等	年利率は、特定の要件に該当する場合は、無利子									
下請振興事業計画承認グループ事業	特定下請組合等が、新製品・技術開発等の事業を行うための施設を設置し、経営の合理化を図る。	特定下請組合等が、新製品・技術開発等の事業を行うための施設を設置し、経営の合理化を図る。	特定下請組合等（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者であつて、特定下請組合等事業を実施する①～③の代表者②すべての者の連名によるもの④それぞれの者の連名によるもの⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45		融資実行までには、各関係手続があることか、相当の期間を要する									
総合効率化計画承認グループ事業	中小企業が、共同工場、共同店舗、共同事業場などを設置して施設を集約化し、経営の合理化を図る。	中小企業が、共同工場、共同店舗、共同事業場などを設置して施設を集約化し、経営の合理化を図る。	①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④以上の組合員又は所属員（以下「組合員等」とする）である特定中小事業者、企業組合又は協業組合、⑤協業組合、⑥合併会社、⑦出資会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45		申込先は、産業政策課									
施設集約化事業	生産、加工、販売、販売、保管、運送、労働環境の改善、商店街環境整備等のための共同施設を設置する。	生産の効率化、経営の合理化等を図るために必要な設備を組合が一括購入し、組合員にリース（買取り予約付き買貸借）する	①特定中小企業団体、②特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合、③企業組合、④協業組合	設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	1年以内	0.45											
企業合同事業	特別の法規の指定に基づき承認を受けた中小企業者が相互に合併したり出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の利用を図る。	特別の法規の指定に基づき承認を受けた中小企業者が相互に合併したり出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の利用を図る。	①合併会社、②出資会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											
集団化事業	市街地に散在する工場・店舗・倉庫等を立地条件の良い区域に移転し、生産工程の協同化、協業化により生産性の向上を図るとともに、従業員が連携することにより新商品開発、製販連携、新分野への発展を図る。	市街地に散在する工場・店舗・倉庫等を立地条件の良い区域に移転し、生産工程の協同化、協業化により生産性の向上を図るとともに、従業員が連携することにより新商品開発、製販連携、新分野への発展を図る。	①事業協同組合、②協同組合連合会、③以上の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											
集積区域整備事業	商店や工場等が集積する区域の一体的近代化、環境整備を図る。	商店や工場等が集積する区域の一体的近代化、環境整備を図る。	①市町村、②商工会等、③一般社団法人等、④特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											
地域産業創造基盤整備事業	新商品若しくは新技術の開発、情報の収集・処理、提供その他の事業を行うことを支援するための施設を整備する。	新商品若しくは新技術の開発、情報の収集・処理、提供その他の事業を行うことを支援するための施設を整備する。	①市町村、②商工会等、③一般社団法人等、④特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											
地域産業創造基盤活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った者が、中小企業者の経営環境の变化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する。	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った者が、中小企業者の経営環境の变化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する。	①市町村、②商工会等、③一般社団法人等、④特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											
商店街整備等支援事業	一の商店街区域或いは一の建物の内部に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するための施設を整備する。	一の商店街区域或いは一の建物の内部に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するための施設を整備する。	①商工会等、②一般社団法人等、③特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った者が、中小企業者の経営環境の变化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する。	過去に商店街整備等支援事業を行った者が、中小企業者の経営環境の变化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する。	①商工会等、②一般社団法人等、③特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	0.45											

3. 秋田県単独機械類貸与事業  
 (公益財団法人 あきた企業活性化センター所管貸与制度)  
 (公益財団法人 あきた企業活性化センター：電話018-860-5702)

貸与条件		貸与要件		区分	内容	備考
種別	貸付期間	限度額(万円)	利率(%)	据置期間	保証金額	担保・保証人
割賦	7年以内(設備金額が6,000万円超の場合は10年以内)	1企業当たり100~10,000	年2.20	0.5年 半年賦 均等償還	割賦価額の10% (2,500万円を超える設備の場合) は、 2,500万円までの 10%に、 2,500万円を超 える部分の 5%を加 えた額)	申込先は (公財)あ きた企業活 性化センタ ー
リース	3~7年		月1.373 ~2.970	なし 月賦 均等償還		
割賦	7年以内(設備金額が6,000万円超の場合は10年以内)		年1.80	0.5年 半年賦 均等償還		
リース	3~7年		月1.354 ~2.950	なし 月賦 均等償還		

①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること  
 ②事業税(県税)を滞納していないこと  
 ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと

①県内に貸付対象設備を設置すること又は事業所開設を予定していること  
 ②事業税(県税)を滞納していないこと  
 ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと

(上記以外に以下の要件にあてはまる者)  
 ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業  
 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農工商等連携事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業  
 ③企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する企業  
 ④商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業  
 ⑤あきた企業応援ファンド事業又はあきた農工商応援ファンド事業助成金の交付決定を受けた計画に基づく設備を導入する企業  
 ⑥県内において成長が見込まれる分野で、次の製品を製造するための設備を導入する企業(※申請時点において、受注がある又は受注が確定しているものに限る)  
 アイ自動車関連部品  
 ウ 航空機関連部品  
 エ 医療機器関連部品  
 エ 太陽光発電、風力発電等新エネルギー関連部品  
 ⑦ものづくり中核企業創出促進事業において、中核企業候補の認定を受けた企業

小規模企業者等の設備取得を容易にするための貸与(割賦販売又はリース)を行います

小規模企業者、常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の者  
 創業者  
 次に掲げる者  
 ア. 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するものを(イ)に掲げるものを除く。  
 イ. 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの  
 ウ. 新たに事業を開始した個人(当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかったものに限る。)であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの  
 エ. 新たに設立された会社(当該設立の日)に他の事業を営んでいない個人により設立されたものに限る。)であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

内 容	区 分	貸 与 条 件	種 別	貸付期間	据置期間	利率(%)	保証金	担保・保証人	備 考
小規模企業者以外の貸付 中小企業者等への貸付 与（割賦販売またはリース）を行います	小規模企業者以外の中小企業者及び中小企業団体	①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと	割 賦	7年以内（設備金額が6,000万円超の場合は10年以内）	0.5年（設備金額が6,000万円超の場合）半年賦 なし 月賦 均等償還	年2.50	保証金額の10%（2,500万円を超える設備の場合）は、2,500万円までの10%に、2,500万円を超える部分の5%を加えた額） リースは保証金なし	保証人 1人以上	申込先は（公財）あきた企業活性化センター
経営革新への取り組みや成長が見込まれる分野における設備投資を行う中小企業者等に対して通常の貸与（割賦販売またはリース）より低利で行います。		①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと （上記以外に以下の要件にあてはまる者） ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受けた企業 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ③企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ④商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に基づく商店街活性化事業計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ⑤あきた企業応援ファンド事業又はあきた農商工応援ファンド事業助成金の交付決定を受けた計画に基づく設備を導入する企業 ⑥県内において成金が見込まれる分野で、次の製品を製造するための設備を導入する企業（※申請時点において、受注がある又は受注が確定しているものに限る） アイワイエ 自動車関連運送部品 航空機関連運送部品 医療機器関連運送部品 太陽光発電、風力発電等 ⑦ものづくりに関する中核企業候補の認定を受けた企業	割 賦	7年以内（設備金額が6,000万円超の場合は10年以内）	0.5年（設備金額が6,000万円超の場合）半年賦 なし 月賦 均等償還	年2.10	リースは保証金なし		
			リース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.371 ～2.969			

4. 秋田県地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）

制度名	目的	融資条件		融資条件			備考			
		要件(主なもの)	融資対象者	資金使途	限度額	貸付期間		据置期間	年利率(%)	担保・保証人
ふるさと融資制度 (地域総合整備資金)	地域の振興・活性化に資する民間事業活動が積極的 に展開されるよう、新たに設 備投資等を行う事業者に対 し、県又は市町村が無利子 資金の貸付けを行う制度	<p>民間事業者等が行う事業であることに加え、以下の要件を満たす必要が あります。</p> <p>①事業地域内において次の新規雇用が確保されること</p> <p>a. 県から融資を受ける場合……10人以上 b. 市町村から融資を受ける場合……1人以上 (再生可能エネルギー電気事業者は、a・bともに1人以上)</p> <p>②貸付対象費用(設備の取得等に係る費用及びその付随費用)の総額 (用地取得費を除く)が1千万円以上であること</p> <p>③用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること</p> <p>④公益性や適度の事業収益性等の観点から実施されるものであること</p>	<p>法人形態をとる 民間事業者(第 3セクターを含 む)</p> <p>※個人や任意組 合等の法人格の ない団体は対象 になりません。</p>	<p>建物 構築物 設備 土地など</p> <p>※付随費用の みや運転資金 は対象になり ません。</p>	<p>貸付対象費 用から補助 した額の3 5%以内</p> <p>※過疎地域 や特別豪雪 地帯等では 45%以内</p> <p>※ふるさと 融資以外の 資金調達に おいて民間 金融機関等 からの借入 金が必要に なりません。</p>	<p>15年以内</p>	<p>5年以内</p>	<p>無利子</p>	<p>民間金融機関 の連帯保証</p>	<p>返済方法は、 元金均等半年賦償還</p> <p>【申込先】 県産業政策課 市町村企画担当課</p> <p>※ふるさと融資借入予定 金額が、原則10.5億円 超の場合は県、 10.5億円以下の場合 は市町村への相談・申 請となります。</p>

5 政府系金融機関の融資制度  
 (1)株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業  
 (株式会社日本政策金融公庫 秋田支店 中小企業事業：電話018-832-5511)

制度名	融資対象	融 資	償 還 期 間	うち振置期間	家 年 利 率 %	備 考
新企業育成貸付[新企業育成資金]	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の1～3のすべてに当てはまる方 1.新たな事業を事業化させておむね5年以内(※)の方 2.次のいずれかに当てはまる方 イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方 ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方 ハ 他企業に利用されていない知的財産権や中小企業技術革新制度に係る特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方 3.当公庫 中小企業事業が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方 (※)一定の要件を満たす方で、公庫が特に必要と認める場合はおおむね7年以内	資金使途 新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	償付期間 設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	うち振置期間 (5年以内) (2年以内)	年 利 率 % 「ご利用いただいただけの方」2の方 特別利率②(上限3%)。ただし、次のいずれれかに当てはまる方は特別利率③(上限3%) ・「ご利用いただいただけの方」2の方 ・「新事業活動促進資金」の「ご利用いただいただけの方」1～6のいずれかに当てはまる方 「ご利用いただいただけの方」2の方、ハの方 特別利率②(上限3%)	担保・保証人 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ソフトウェア、特許権等の知的財産についても担保としてご利用いただける場合があります。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 お申込み企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を無担保で供給する仕組み(新たに発行される普通社債の取得又は融資のいずれかにより)もあります。 5年経過ごと金利見直し制度が選択できます。
新企業育成貸付 [女性、若者・シニア 起業家支援資金]	女性、または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 (※)一定の要件を満たす方で、公庫が特に必要と認める場合はおおむね7年以内	ご利用いただいただけの方が必要とする設備資金(開発費等資産計上される資金を含む)および長期運転資金	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(2年以内) (2年以内)	2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)特別利率① 2億7千万円超(土地に係る資金を除く)特別利率② 2億7千万円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度が選択できます。

制度名	融資対象	融	資金使途	限度額	資	貸付期間	うち一括返済期間	年	利率%	担保・保証人	備
新企業育成貸付 [再就職支援資金(再チャレンジ支援融資)]	融資対象 新たに開業する方または開業後おおむね7年以内の方で、次のすべてに該当する方 1. 廃業歴等を有する個人または廃業歴などを有する経営者が営む法人であること 2. 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みなどであること 3. 廃業の理由・事情がやむを得ないものなどであること	融	「ご利用いただける方」が必要とする設備資金及び長期運転資金	直接貸付 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(2年以内) (2年以内)	基準利率 ただし、技術・ノウハウ等に新規性がみられる資金(土地に係る資金を除く。)であって、一定の製品化及び別利率② 女性、若年者(35歳未満)または若年者(55歳以上)が必要とする資金(土地にかかる資金を除く。)については、2億7千万円まで特別利率① 2億7千万円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。			
新企業育成貸付 [新事業活動促進資金]	1.<経営革新関連> 中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けた方 2.<経営向上計画関連> 中小企業等経営強化法に基づき中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 3.<新事業関連> 中小企業等経営強化法に基づき風分野・運搬・新事業分野開拓計画の認定(変更認定を含む)を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確定された連携体を構成する方 4.<農商工連携関連> 中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき農商工等連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方 5.<経営強化関連> 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定(変更認定を含む)を受けた方 6.<地域資源関連> 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた方 7.<第二創業関連> 1~6に該当しない方で新たに第二創業(経営多角化、事業転換)を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方	融	当該事業を行うために必要とする設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の7に該当する方については、既存事業の全部または一部を廃止するための資金、およびこれに伴う債務の返済資金を含みます。	直接貸付 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(2年以内) (2年以内)	「ご利用いただける方」1、3、4、6の方 2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)特別利率② 2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」2の方 基準利率 ただし、事業計画を策定したことがない方が認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定し経営向上を図る場合については、2億7千万円まで(土地に係る資金を除く)基準利率-0.2% 「ご利用いただける方」5の方 基準利率 ただし、設備資金(土地および建物に係る資金を除く)については、2億7千万円まで特別利率③ 「ご利用いただける方」7の方 2億7千万円まで(新)に第二創業を図る方。ただし、土地に係る資金及び債務の返済資金を除く特別利率① 2億7千万円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。			
新企業育成貸付 [中小企業経営力強化資金]	次の1または2に当てはまる方 1. 次のすべてに当てはまる方 (1) 経営革新または風分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行う方 (2) 事業計画書を策定し、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 2. 次のすべてに当てはまる方 (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方 (2) 事業計画書を策定する方	融	「ご利用いただける方」に該当する方が、事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転資金	直接貸付 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円)	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(2年以内) (2年以内)	基準利率 ただし、「ご利用いただける方」の1に該当する方であつたて、次のすべてに当てはまる方は、2億7千万円まで特別利率① (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方 (2) 「当面6ヶ月程度の資金繰り予定表」及び「部門別収支状況表」を含んだ事業計画書を策定している方 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。			

制度名	融資対象	融	資	貸	付	期	間	限	額	債	権	利	率	条	年	利	率	備	考																																							
企業活力強化買付 [IT活用促進資金]	<p>情報技術(IT)の普及に伴う事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方で、次のいずれかに当てはまる方</p> <p>A. 情報技術(IT)を活用した効果的な企業内業務改善および企業内の情報交換など業務の高度化を行う方</p> <p>B. 他企業・消費者などとの間でネットワーク上の取引および情報の受発信を行う方</p> <p>C. 企業内業務の情報技術(IT)の水準を引上げ先など企業外の情報技術(IT)の水準に合わせて行う方</p> <p>D. 情報技術(IT)の活用により、業務方法、業務内容などの経営革新を図ろうとする方</p> <p>E. A～Dを組み合わせた場合、情報技術(IT)などを高度に活用する方</p> <p>F. 軽減税率対応のための設備を取得する方</p> <p>G. IoTを活用した生産性向上を図る設備を取得する方(設備の取得に際して専門家の助言・指導を受けている方に限る)</p>	<p>資金使途</p> <p>「ご利用いただける方」A～Eの方、次の設備を取得するための設備資金および長期運転資金</p> <p>1. 電子計算機(ソフトウェアを含む)。(※)</p> <p>2. 周辺装置(電子計算機本体と組み合わせて使用するモデムなどの通信装置など)</p> <p>3. 端末装置(多機能情報端末など)</p> <p>4. 被制御設備、高度数値制御加工装置(5C)、多軸産業用ロボット装置など</p> <p>5. 関連設備:LANケーブルやゲートウェイ装置など</p> <p>6. 関連建物・構築物(上記装置、設備の導入と併せてその取得に必要不可欠なもの)</p>	<p>直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円</p>	<p>設備資金 20年以内 運転資金 7年以内</p>	<p>「ご利用いただける方」A～Eの方</p> <p>「ご利用いただける方」Fの方</p> <p>「ご利用いただける方」Gの方</p> <p>「ご利用いただける方」Hの方</p>	<p>「ご利用いただける方」A～E、Gの方の長期運転資金には以下のを含みます。</p> <p>・設備などを賃借するために必要な資金</p> <p>・ソフトウェアの取得、制作および運用に必要な資金</p> <p>・情報技術(IT)の活用のための人材教育に必要な資金</p> <p>・情報技術(IT)の導入に関する診断・助言に必要な資金</p>	<p>「ご利用いただける方」A～Fの場合、「電子計算機」については、単体で導入する場合はご融資の対象となりません。(1～6の設備との連携を図るために導入する場合などにご融資の対象となります。)</p>	<p>「ご利用いただける方」A～Eの方</p> <p>「ご利用いただける方」Fの方</p> <p>「ご利用いただける方」Gの方</p> <p>「ご利用いただける方」Hの方</p>																																																		

制度名	融資対象	融	融	資	資	年	保	考
企業活力強化買付 [企業活力強化資金]	融資対象	資金使	限度額	買付期間	うち播置期間	年	保	考
<p>次(の)いすれかに該当する方</p> <p>1.卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など</p> <p>2.中心市街地活性化地域(旧規模商店街連地域)の一部及び中心市街地(等)において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業並びに不動産賃貸業(中心市街地活性化法第16条第1項各号に規定する者など)に営む方</p> <p>3.中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第1項第1号に掲げる事業のいすれか(の)事業を実施する方</p> <p>4.中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいすれかの事業を営む方または、これらの方で構成された事業協同組合など</p> <p>5.中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた方で、経営状況について一定の要件を満たす方</p> <p>6.下請中小企業振興法の規定に基づき特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する方</p> <p>7.取引先に対する支払条件の改善に取り組む方</p> <p>8.空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画を策定している市町村(空家等対策計画において対象として除去の画を定めている市町村は除く。)の区域内において、一定の空室が生じている老朽化した賃貸不動産の改修を行う不動産賃貸業を営む方</p> <p>9.地域再生法に規定する商店街活性化促進区域において商店街活性化促進事業計画に基づき卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいすれかの事業を営む方またはこれらの方で構成される事業協同組合などであって空き店舗を利用して事業を実施する方</p>	<p>資金使</p> <p>「ご利用いただける方」の1に該当する方が、次のa～dのいすれかの事業を行ったため、必要な設備資金および長期運転資金ならびにeの事業を行うために必要な長期運転資金「ご利用いただける方」の2、4または9に該当する方が、次のa～dおよびfのいすれかの事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>a. 合理化、共同化を図るための設備の取得</p> <p>b. セルフサービスの店の取得</p> <p>c. 集配センターの取得(卸売業者に限る)</p> <p>d. ショッピングセンターへの入居(卸売業者を除く)</p> <p>e. 販促促進・人材確保</p> <p>f. 新分野への進出</p> <p>「ご利用いただける方」の7に該当する方が、支払条件に改善するための必要な長期運転資金</p> <p>「ご利用いただける方」の8に該当する方が、賃貸用不動産を改修するために必要とする設備資金</p> <p>「ご利用いただける方」の3、5または6に該当する方が、認定計画の実施のために必要とする設備資金</p>	<p>直接買付 7億2千万円 (うち運転資金4億8千万円) 代理買付 1億2千万円</p> <p>設備資金 20年以内 運転資金 7年以内</p> <p>ただし、海外企業への転賃資金であって、進出国の資本規制により事業者が転賃資金を長期間(2年以上)回収できない場合その他買付やむを得ない事情がある場合に限り、以下のとおり返済期間が適用されます。</p> <p>設備資金 20年以内 運転資金 10年以内</p>	<p>限度額</p> <p>直接買付 7億2千万円 (うち運転資金4億8千万円) 代理買付 1億2千万円</p>	<p>買付期間</p> <p>設備資金 20年以内 運転資金 7年以内</p>	<p>うち播置期間</p> <p>(2年以内)</p>	<p>年</p> <p>「ご利用いただける方」1の方 設備資金 2億7千万円まで(土地に係る資金は除く)特別利率① (一定の要件を満たす商店街の空き店舗へ出店するために必要資金および地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行うために必要な資金については、2億7千万円を限度として、特別利率②) 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率</p> <p>「ご利用いただける方」2の方 2億7千万円まで 特別利率②、特別利率1 2億7千万円超 基準利率</p> <p>「ご利用いただける方」3の方 特別利率③</p> <p>「ご利用いただける方」4の方 2億7千万円まで 特別利率③</p> <p>2億7千万円超 基準利率</p> <p>「ご利用いただける方」5の方 2億7千万円まで(土地に係る資金は除く)特別利率② 2億7千万円超 基準利率</p> <p>「ご利用いただける方」6の方 2億7千万円まで(土地に係る資金は除く)特別利率② 2億7千万円超 基準利率</p> <p>「ご利用いただける方」7、8の方 基準利率</p> <p>「ご利用いただける方」9の方 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超 基準利率</p> <p>※なお、融資利率は信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>担保・保証人</p> <p>担保設定の有無 担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接買付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>備</p>
<p>企業活力強化買付 [海外展開・事業再編資金]</p>	<p>次の1、2または3のいすれかに該当する方</p> <p>1.経済的構造の変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の(1)～(3)の全てに該当する方</p> <p>(1)開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本社内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること</p> <p>(2)本社内において、事業活動拠点(本社)が存続すること</p> <p>(3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(ア)～(エ)のいすれかに該当すること</p> <p>(ア)取引先の海外進出に伴い、海外展開すること</p> <p>(イ)原材料の供給事情により、海外進出すること</p> <p>(ウ)労働力不足により、海外進出すること</p> <p>(エ)国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないこと</p> <p>長が見込まれないため海外展開すること</p> <p>2.海外における経済的構造の変化などに適応するために次の(1)および(2)を適した方</p> <p>(1)海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部又は一部を廃止することを含む。)することが、経営上必要であること</p> <p>(2)本社内における事業活動は継続し、中長期的にのみで発展することが見込まれること</p> <p>3.海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本社内における事業活動が影響を受けている方</p>	<p>資金使</p> <p>当該事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金(海外企業に対する転賃資金を含む。)(※1) なお、「ご利用いただける方」2に掲げる方が必要とする長期運転資金には海外展開事業の再編(全部又は一部を廃止することを含む。)のための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含みます。</p>	<p>直接買付 7億2千万円 (うち運転資金4億8千万円) 代理買付 1億2千万円</p> <p>設備資金 20年以内 運転資金 7年以内</p> <p>ただし、海外企業への転賃資金であって、進出国の資本規制により事業者が転賃資金を長期間(2年以上)回収できない場合その他買付やむを得ない事情がある場合に限り、以下のとおり返済期間が適用されます。</p> <p>設備資金 20年以内 運転資金 10年以内</p>	<p>買付期間</p> <p>設備資金 20年以内 運転資金 7年以内</p>	<p>うち播置期間</p> <p>(2年以内)</p>	<p>年</p> <p>基準利率(上限3.0%) ただし、「ご利用いただける方」1に掲げる方が必要とする資金であって、海外展開事業の利益率や本邦内の雇維持等、一定の要件を満たす場合は、4億円を限度として、特別利率②(上限3.0%) クールジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす場合は、4億円を限度として、特別利率①(上限3.0%) 海外展開事業(海外直接投資(追加投資を含む)を除く。)を新たに行う(開始)してから5年以内の方を含む。) 海外知知財産権を活用した海外展開事業(海外知知財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として特別利率①(上限3%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>担保・保証人</p> <p>担保設定の有無 担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接買付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>備</p>

制度名	融資対象	融	資	利	率	備	考
<p>企業活力強化買付 [地域活性化・雇用促進 資金]</p>	<p>融資対象 1. 過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯などにおいて3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 2. 過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村または過疎地域に隣接する非過疎市町村において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 3. 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき雇用導入地区において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 4. 上記以外の地域(雇用創出効果が2名以下の場合)は上記地域を含むむ)において2名以上(特定業種(※1)、従業員20名以下の企業、女性、若年者(35歳未満)もしくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合、または特定被災区域のうち岩手県、宮城県もしくは福島県で雇用する場合は1名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方(※2) 5. 特定被災区域のうち岩手県、宮城県もしくは福島県で雇用を行う場合は1名以上の雇用を行う方、または特定被災区域のうち岩手県、宮城県もしくは福島県において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方 6. 企業立地促進法に基づき基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた企業立地計画または「事業高度化計画」に従って企業立地または事業高度化への取り組みを行う方および行うとする方 7. 地域再生法に基づき認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方 8. 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方 9. 本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する方または店舗・事務所等を地方に新設もしくは増設する方(ただし、従業員10名以下の方は地方で新たに3名以上、従業員11名以上20名以下の方は地方で新たに2名以上、従業員21名以上の方は、地方で新たに3名以上の若年者(35歳未満)を雇用する方に限る。) 10. まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方 ※1 特定業種：中小企業信用保険法に定める特定業種 ※2 社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。</p>	<p>資金使途 「ご利用いただける方」1~4の方、雇用創出効果が見込まれる設備取得のため必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」5の方、承認企業立地計画等に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」6の方、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」7の方、承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」8および10の方、事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p>	<p>限度額 直接買付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理買付 1億2千万円</p>	<p>実行期間 設備資金 20年以内 運転資金 7年以内</p>	<p>うち播置期間 (2年以内) (2年以内)</p>	<p>年利率% 「ご利用いただける方」1の方、設備資金 2億7千万円まで 特別利率① 2億7千万円超5億4千万円まで 特別利率② 5億4千万円超 基準利率 長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」2および3の方、設備資金 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超 基準利率 長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」4の方、設備資金 2億7千万円まで 特別利率① 2億7千万円超 基準利率 長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」5の方、特別利率① ただし、特定被災区域のうち岩手県、宮城県もしくは福島県において雇用調整助成金にかかる実施計画の届出が受理された方については、特別利率② 「ご利用いただける方」6の方、設備資金 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超 基準利率 長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」7の方、設備資金 2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率 長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」8の方、設備資金 2億7千万円まで 特別利率①(ただし、新相開業して7年以内の方など一定の要件を満たさず場合は特別利率③) 2億7千万円超 基準利率 長期運転資金 基準利率 「ご利用いただける方」9および10の方 2億7千万円まで 特別利率① 基準利率 2億7千万円超 基準利率</p>	<p>担保・保証人 担保設定の有無・担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接買付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>

制度名	融資対象	融	限度額	資	貸付期間	うち播置期間	年	備
企業活力強化買付 〔事業承継・集約・活性化支援資金〕	融資対象 次の1～5のいずれかに当てはまる方 1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む。)と共に事業承継計画を策定している方 2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3. 事業の承継・集約の仕組みを新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取り組みを図る方(第二創業または新たな取り組み後、おおむね5年以内の方を含む) 4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者または認定を受けた経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が可能となった方 5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等が取引金融機関から認められたことを受けて、公庫が買付けに際して経営者個人保証を免除する方	資金使途 「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の2または4に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の5に当てはまる方が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金	直接買付 7億2千万円 設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	20年以内 7年以内	(2年以内)	年	担保・保証人 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接買付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。	
企業活力強化買付 〔観光産業等生産性向上資金〕	1. 小売業、飲食サービス業またはサービス業の事業を営む方であって、おもてなし資格認定を取得した方(※、組または金融認定を取得した方に限る) 2. 訪日外国人旅行者の消費需要の取り込みを図る方であって、次のいずれかに該当する方 (1) 消費税法に基づき税務署長の許可を受けた輸出物品販売場を経営する方(許可を受ける見込みの方を含む) (2) 消費税法施行令に基づき税務署長の承認を受けた承認免称手続事業者の方(承認を受ける見込みの方を含む) (3) 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金など特定補助金の交付を受けた商店街振興組合の方など(交付を受けた商店街振興組合などの地区において事業を営む方を含む) (4) 消費税法施行令に規定する免税手続カウンターが設置された特定商業施設内において事業を営む方	「ご利用いただける方」の1に該当する方が、合理化、生産および販売能力の拡大のために必要な設備資金 「ご利用いただける方」の2に該当する方が、訪日外国人旅行者対応のために必要な設備資金および長期運転資金	直接買付 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円) 設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	20年以内 7年以内	(2年以内)	年	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接買付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと見直し制度を選択できます。	

制度名	融資対象	融	資	債	利	率	備	考
企業活力強化買付 [働き方改革推進支援 資金]	融資対象 1.非正規雇用の処遇改善に取り組む方 2.従業員の長時間労働の是正に取り組む方 3.次世代育成支援対策推進法または女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(各法に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く) 4.青少年の雇用の促進などに関する法律に基づき認定を受けた方 5.地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む方 6.障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方 7.事業所内に保育施設を整備する方 ※「ご利用いただける方」1～3、5～7の方については、社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。(次世代育成支援対策推進法に基づき認定または女性活躍推進法に基づき認定を受けた方を除きます。)	資金使途 「ご利用いただける方」の1～6に該当する方が、働き方改革実現計画を実現するために必要な設備資金および長期運転資金 「ご利用いただける方」の7に該当する方が、事業所内に保育施設を取得するために必要な設備資金	限度額 直接買付 7億2千万円(うち運転資金2億5千万円) 運転資金	償付期間 設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	うち措置期間 (2年以内) (2年以内)	年利率% 「ご利用いただける方」の1に該当する方 1.2億7千万円まで 特別利率① ただし、非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合は、2億7千万円まで 特別利率② 2.2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」の2に該当する方 1.2億7千万円まで 特別利率① ただし、勤務前インテグリティ制度を新たに導入する場合は、2億7千万円超 特別利率② 2.2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」の3に該当する方 1.2億7千万円まで 特別利率① ただし、次世代育成支援対策推進法に基づく認定または女性活躍推進法に基づく認定を受けた方は特別利率② 2.2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」の4または7に該当する方 1.2億7千万円まで 特別利率② 2.2億7千万円超 基準利率 「ご利用いただける方」の5または6に該当する方 1.2億7千万円まで 特別利率① 2.2億7千万円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	担保・保証人 担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接買付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごとに見直し制度を選択できます。	
環境・エネルギー対策 買付 [環境・エネルギー 策資金・非化石エネル ギー関連]	環境・エネルギー対策 ※ BCP(緊急時業務継続計画)については、平成16年2月に中小企業庁が公表した「中小企業BCP策定運用指針」に則り、作成したものに限りです。	「ご利用いただける方」に該当する方はBCPに基づき防災に資する施設などの整備(改善および改修を含む)を行うために必要な設備資金および長期運転資金(前震診断費用を含む)	直接買付 7億2千万円(うち、運転資金2億5千万円) 代理買付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	(2年以内) (2年以内)	設備資金2億7千万円まで 特別利率②(土樹に係る資金を除く(注)) (運転資金の促進に関する法律に基づく耐震改修などにかかわる資金については特別利率③(土地に係る資金を除く(注))) 2.2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率 ただし、耐震診断及び複数企業運営に係る運転資金については、特別利率① (注)地方公共団体の防災業務計画に則り、地域と連携したBCPに基づく場合は一定の要件を満たす地域から移転する場合は、土地に係る資金については、特別利率①～③の対象となります。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接買付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。	
環境・エネルギー対策 買付 [環境・エネルギー 策資金・非化石エネル ギー関連]	非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方	「ご利用いただける方」に該当する方が、非化石エネルギーを導入する施設を取得(改修、更新を含む。)するために必要な設備資金	直接買付 7億2千万円 代理買付 1億2千万円	20年以内	(2年以内)	基準利率 ただし、4億円を限度として下記1の設備を取得する場合、特別利率② 4億円を限度として下記2の設備を取得する場合、特別利率① ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。 特に対象設備 1.非化石エネルギーの場合、発電設備(風力、地熱・水力および小水力)、蓄電設備(温度差エネルギー、ハイオオエスエネルギー、および雪氷に限る) 燃料製造設備(バイオエスエスエネルギーに限る) 2.非化石エネルギー 発電設備(太陽光(発電出力10KW以上の自家消費型発電設備)に限る) 熱利用設備(地中熱および太陽熱に限る)	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接買付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。	

制度名	融資対象	融	資	利	備	考		
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対策 資金:大気汚染削減 、アスベスト削減]	融資対象 1.ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方 2.大気汚染防止法に規定する特定粉じん(以下「アスベスト」という。)を発生または飛散させる方(既存建築物における吹付けアスベストなどの除去、封じ込めまたは囲い込みを行う方およびアスベスト廃棄物の処理を行う方を含む。)	資金使途 設備資金 1「ご利用いただいた ける方」の1)に該当する方 が、特定の公害防止施設等 を取得するために必要な股 備資金 集じん・除じん装置、洗浄・ 中和・吸着・還元装置、燃焼 改善施設、測定分析装置 吸着、分解または分離装 置、密閉または被覆施設、 蒸気交換装置 2「ご利用いただいた方」の2 に該当する方が、アスベス トの発生または飛散の防止 のために必要と認められる 設備資金および長期運転 資金(アスベストを処理する 場合に限り。)(1)資金の お使いみち」3)に該当する方 を除きます。) 3「ご利用いただいた方」の2 に該当する方が、既存建築 物における吹付けアスベス ト等の除去、封じ込めまた は囲い込みを行うために必 要とする設備資金および長 期運転資金(アスベストを処 理する場台に限り。)	限度額 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千 万円) 運転資金 1億2千万円 貸付対象設備 備資金	貸付期間 設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	うち設置期間 (2年以内) (2年以内)	利率 1「ご利用いただいた方」の1)に該当する方 設備資金 4億円まで、特別利率③ 4億円超 基準利率 2「ご利用いただいた方」の2)に該当する方 設備資金 4億円まで、特別利率② 4億円超 基準利率 特別利率② ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利 率が適用されます。	担保・保証人 担保設定の有無、担保の種類 などについては、ご相談のうえ 決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要 件に該当する場合には、経営 責任者の方の個人保証が必要 となります。 5年経過ごと金利原直し制度を 選択できます。	備 考
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対策 資金:水質汚濁削減 ]	融資対象 1.汚水、廢液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方 2.有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する方、ま たは水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の際に、すでにこ れらの施設を設置している方	設備資金 特定の水質汚濁防止設備 を取得するために必要な股 備資金 貸付対象設備 備資金 沈でん、浮上装置 油水分離装置 汚泥処理装置 ろ過装置 洗浄・冷却装置 中和装置 貯留装置 吸着処理装置 濃縮・燃焼装置 など	限度額 直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	貸付期間 設備資金 20年以内	うち設置期間 (2年以内)	利率 設備資金 4億円まで、特別利率② 4億円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利 率が適用されます。	担保・保証人 担保設定の有無、担保の種類 などについては、ご相談のうえ 決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要 件に該当する場合には、経営 責任者の方の個人保証が必要 となります。 5年経過ごと金利原直し制度を 選択できます。	備 考

制度名	融資対象	融 資	限 度 額	償 還 期 間	5 年 以 内 (うち繰上返済)	年 利 率 %	担 保 保 証 人	備 考
環境・エネルギー対策 [環境エネルギー対策 資金：産業廃棄物処 理、抑制、利用関連]	融資対象 1.産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う 2.廃棄物の排出を抑制するために必要な施設を整備する方、または 廃棄物、使用済み物品などまたは副産物を原材料として利用するた めに必要な設備を設置する方	資金使途 1.「ご利用いただいただけの方」の に該当する方が、産業廃棄 物の排却、脱水、乾燥、粉 砕などにより処理を行う設 備を整備するための設備資 金 2.「ご利用いただいただけの方」の2 に該当する方が、産業廃棄 物の排出抑制または処理 のために必要な設備を取得 するための設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内	(2年以内)	4億円まで 特別利率②、特別利率③ 4億円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利 率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類 などについては、ご相談のうえ 決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要 件に該当する場合には、経営 責任者の方の個人保証が必要 となります。 5年経過ごとと金利見直し制度を 選択できます。	
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対 策資金：建設機械、特 定特殊自動車関連]	1.国土交通省が策定した「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関 する規程」または「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき 指定された建設機械を取得する方 2.国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に 基づき認定された建設機械または「燃費基準達成建設機械の認定」に 基づき認定された建設機械を取得する方 3.「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合 表示の付された特定特殊自動車(※)を取得する方(ただし、2006年ま たは2014年基準適合表示が付されたものを除く) (※)環境省ホームページの「型式届出特定特殊自動車一覧」に記載 されたものに限ります。	特定の建設機械を取得する ために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内	(2年以内)	4億円まで 特別利率①、基準利率 4億円超 基準利率 また、特別利率の適用は、本資金合計で4億円まで ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利 率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類 などについては、ご相談のうえ 決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要 件に該当する場合には、経営 責任者の方の個人保証が必要 となります。 5年経過ごとと金利見直し制度を 選択できます。	
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対 策資金：低公害車関 連]	1.天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車(※)、プラグイン ハイブリッド自動車またはこれらの燃料供給設備(電気充電設備また は天然ガス充填設備に限る)のいずれかを取得する方(リースまたはレ ンタルする方を含む) 2.ポスト新長期規制等適合車(ディーゼル車に限る)のいずれかを取 得する方(リースまたはレンタルする方を含む) ※ハイブリッド自動車については、平成17年排気ガス規制値75%低減 または平成30年排出ガス規制値50%低減達成車を取得する旅客運 送業者などに限ります。	ハイブリッド自動車、電気自 動車、天然ガス自動車、電 気充電設備またはポスト新 長期規制適合車(ディーゼ ル車に限ります。)などを取 得するために必要な設備資 金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内	(2年以内)	「ご利用いただいただけの方」に当てはまる方 基準利率 「ご利用いただいただけの方」の2に当てはまる方 4億円まで 特別利率②(一定の要件を満たすとトラック、 バスまたはトラクターを取得する方に限ります) 4億円超 基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利 率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類 などについては、ご相談のうえ 決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要 件に該当する場合には、経営 責任者の方の個人保証が必要 となります。 5年経過ごとと金利見直し制度を 選択できます。	
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対 策資金：省エネ設備関 連]	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新 たな設備であって、一定の要件を満たした設備	省エネルギーに資すること が見込まれる設備を取得 (更新・増強を含む。)する ために必要な設備資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	20年以内	(2年以内)	基準利率-0.65% ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利 率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類 などについては、ご相談のうえ 決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要 件に該当する場合には、経営 責任者の方の個人保証が必要 となります。 5年経過ごとと見直し制度を選択 できます。	

制度名	融資対象	融	資	利率%	備考	
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対策 策資金：PCB廃棄物 処分関連]	PCB廃棄物を自ら処分する方または処分を委託する方	資金使途 PCB廃棄物を自ら処分または処分を委託するために必要な長期運転資金	限度額 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)(注) 代理貸付 1億2千万円 [環境・エネルギー対策資金]全体の融資限度額、特別利率限度額により異なります。[PCB廃棄物処分]は、「二利一運」のみの資金が、運転資金のみであるため、当該関連単独の融資限度額および特別利率限度額はそれぞれ2億5千万円になります。	7年以内	(2年以内)	基準利率 ただし、PCB特別措置法に規定する高濃度廃棄物を自ら処分または処分を委託するために必要な資金については、特別利率③(電気事業法に基づく技術基準適合命令を受けた方およびPCB特別措置法に基づく改善命令を受けた方を除きます) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
環境・エネルギー対策 [環境・エネルギー対策 策資金：土壌汚染対策関連]	土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査・除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要措置を行う方(ただし、業として当該措置を行う方を除く)	資金使途 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要措置を行うために必要な長期運転資金	限度額 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円)(注) 代理貸付 1億2千万円 [環境・エネルギー対策資金]全体の融資限度額、特別利率限度額により異なります。[土壌汚染対策]は、「二利一運」のみの資金が、当該関連単独の融資限度額および特別利率限度額はそれぞれ2億5千万円になります。	7年以内	(2年以内)	基準利率 ただし、土壌汚染対策法に基づく義務、指示または命令により行う方は特別利率③(土壌汚染対策法に規定する定められた地方公共団体の発給による)を除きます。 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
セーフティネット貸付 [経営環境変化対応 資金]	社会的・経済的環境の悪化など外的要因により、一時的に売上・減収・減益が生じているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1.最近の決算期における売上高が前年または前々期に比し5%以上減少している方 2.最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3.最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前年または前々期に比し悪化している方 4.最近の取引条件が回収条件の悪化または支払条件の短縮化などにより0.1か月以上悪化している方 5.社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6.最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常利益で損失を生じている方 7.前期の決算期において、税引前損益または経常利益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8.前期の決算期において、税引前損益または経常利益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金	限度額 直接貸付 7億2千万円 運転資金 8年以内 設備資金 15年以内	(3年以内) (3年以内)	基準利率(長期運転資金に限り、上限3%) ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。	担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごとに見直し制度を選択できます。

制度名	融資対象	融	資	条	件	備		
セーフティネット貸付 [金融環境変化対応 資金]	<p>金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来す見込みがある場合には、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方であって、次のいずれかに該当する方。</p> <p>1. 取引金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けた方</p> <p>2. 取引金融機関が実質的に経営破綻の状態等にある方</p> <p>3. 預金保険法等の規定に基づき、取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された方などで、経営利益を計上しているなど、業況が順調であると認められる方</p> <p>4. 経営状況が悪化していないにもかかわらず、金融機関からの借入金利が長期プライムレートの変動に比べ相対的に上昇するなどの状況にある方</p> <p>5. 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の(1)から(5)までのいずれかの要請または取扱いを受けている方</p> <p>(1) 借入残高の減少</p> <p>(2) 約定した返済条件を超える弁済</p> <p>(3) 当座預金の解約</p> <p>(4) 担保・保証人の追加</p> <p>(5) 借入金利率の引上げ</p>	<p>資金使途 設備資金および金融機関との取引状況の悪化に伴い必要となる長期運転資金（ご利用いただける方3社に該当する方が株式会社整理回収機構に対して繰上返済を行うために必要な資金を含む）</p>	<p>限度額 直接貸付 別枠 3億円</p>	<p>貸付期間 設備資金 15年以内 運転資金 8年以内</p>	<p>（うち据置期間） （3年以内） （3年以内）</p>	<p>年利率％ 基準利率（長期運転資金に限り、上限3%） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>担保・保証人 担保設定の有無・担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごとと金利見直し制度を選択できます。</p>	
セーフティネット貸付 [取引企業倒産対応 資金]	<p>取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1. 倒産した企業（注）に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方</p> <p>2. 倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方</p> <p>3. 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方</p> <p>4. 倒産した企業の債務を保証している方</p> <p>5. 倒産した企業の設置する商業施設に入居し、倒産企業の業況悪化の影響を受けるおそれのある方</p> <p>6. 倒産した企業から受注予定の商品や役務などが倒産により取り消された方</p> <p>（注）倒産した企業とは、事業の経営上ならんからの行き詰まり状態に陥り、かつ、次のいずれかに該当する企業をいいます。（なお、倒産企業は、原則として、借入申込み受付前1年以内に倒産したものに限りません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手形交換所より取引停止処分を受けた企業</li> <li>・ 会社整理開始、民事再生手続開始または会社更正手続開始の申立てがあった企業</li> <li>・ 特別清算開始または破産手続開始の申立てがあった企業</li> <li>・ 債権者会議を開催して内整理に入ったものまたは経営者の行方不明などにより事実上事業の継続が困難となった企業</li> </ul>	<p>取引企業など関連企業の倒産に伴い緊急に必要な長期運転資金</p>	<p>限度額 別枠 1億5千万円（直接貸付と代理貸付を合わせ）</p>	<p>貸付期間 運転資金 8年以内</p>	<p>（3年以内）</p>	<p>基準利率 ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>担保・保証人 担保設定の有無・担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 5年経過ごとと金利見直し制度を選択できます。</p>	

制度名	融資対象	融	資金使途	限度額	資	償付期間	うち償置期間	利率	備
企業再生貸付 [企業再建資金]	<p>融資対象</p> <p>1.経営改善、経営再建等に取り組む必要がある中小企業の方で、(1)～(3)のすべてに当てはまる方  (1) 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方  イ. 借入債務などが株主や債権者に譲渡された企業と密接な取引関係に有する方  ロ. 取引先の業績悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方  ハ. 過剰債務の状況に陥っている方  ニ. 中小企業再生支援協議会などの関与の下で事業の再生を行う方  ホ. 産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う方  ヘ. 事業資金の借入金について弁済に係る負担の軽減を目的とした案件変更を行っている方  (2) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画等が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が真込まれる方  (3) 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うこととて、円滑な企業再建の遂行が可能となる方</p> <p>2. 次のいずれかに該当する方  (1) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。  (2) 過剰債務の状況に陥っているものが経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。</p>	<p>資金使途</p> <p>「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、企業再建計画等に依って企業再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>「ご利用いただける方」の2に当てはまる方が、経営改善計画にしたがって企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および長期運転資金</p>	<p>限度額</p> <p>直接貸付 7億2千万円</p>	<p>資</p> <p>「ご利用いただける方」の1に当てはまる方  設備資金 20年以内  運転資金 15年以内  (一定の要件を満たす場合は20年以内)</p> <p>「ご利用いただける方」の2に当てはまる方  設備資金 20年以内  運転資金 15年以内  (一定の要件を満たす場合は20年以内)</p>	<p>利率</p> <p>「ご利用いただける方」の1に当てはまる方 基準利率(上限3%)  なお、(1)の本の要件を満たす場合は、2億7千万円を限度に、特別利率②、(1)の二の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に、特別利率①(いずれも上限3%)</p> <p>「ご利用いただける方」の2に当てはまる方 2億7千万円を限度に、特別利率①(上限3%)  ※なお、信用リスク、融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>償付期間</p> <p>(2年以内)  (2年以内)  (2年以内)  (2年以内)</p>	<p>うち償置期間</p>	<p>担保・保証人</p> <p>担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>備</p>
企業再生貸付 [事業再生支援資金]	<p>1. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方であって、認可決定前の方のうち、次の(1)および(2)に当てはまる方(アーリー-DIP)  (1) 次のイからハのいずれかに当てはまること  イ. 一定の雇用効果と認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること  ロ. 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であること  ハ. 先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること  (2) 裁判所の許可等を受けた共益債権となること</p> <p>2. 民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方、および私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、次の(1)、(2)に当てはまる方(レイター-DIP)  (1) 次のイからハのいずれかに当てはまること  イ. 一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること  ロ. 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であること  ハ. 先進性、新規性または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること  (2) 事業の再建に際して、民間金融機関の金融支援が得られること</p>	<p>事業再建を行うために必要な設備資金及び長期運転資金</p>	<p>直接貸付 7億2千万円  (うち運転資金2億5千万円)</p>	<p>「ご利用いただける方」の1に該当する方  1年</p> <p>「ご利用いただける方」の2に該当する方  設備資金 10年以内  運転資金 5年以内</p>	<p>基準利率(上限3%)  ※なお、信用リスク、融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。</p>	<p>(1年以内)  (2年以内)  (2年以内)</p>	<p>担保の種類</p> <p>「ご利用いただける方」に該当する方については、ご融資相当額の担保が必要です。</p> <p>直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	<p>備</p>	

制度名	融資対象	融資金使途	限度額	貸付期間	うち経過期間	利率	担保・保証人	備考
東日本大震災復興特別貸付	<p>融資対象</p> <p>(※)特定被災区域(*)に事業所を有し事業活動をを行う方  (*)東日本大震災に被災するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に定める特定被災区域  1.東日本大震災の地震・津波により直接の被害を受けた方  2.原子力発電所の事故に際しては警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域内に事業所を有する方  3.1または2に掲げる方(大企業を含む)と取引があり、間接的に被害を受けた方  4.東日本大震災に起因する社会的な要因(風評被害、計画停電等)による一時的な業績悪化により資金繰りに支障を来している、または来すおそれがあり、中長期的には業績の回復が見込まれる方</p>	<p>資金使途</p> <p>災害復旧及び災害に伴う社会的な要因等により必要とする設備資金および長期運転資金</p>	<p>1「ご利用いただける方」11～3の方:直接貸付 3億円(別枠)、代理貸付 7.5千万円(別枠)  2「ご利用いただける方」14の方:直接貸付 7.2億円(別枠)</p>	<p>1「ご利用いただける方」11、2:設備資金 20年以内、運転資金 15年以内  2「ご利用いただける方」13:設備資金 20年以内、運転資金 15年以内  3「ご利用いただける方」14:設備資金 15年以内、運転資金 8年以内</p>	<p>(うち経過期間)</p> <p>(5年以内)  (5年以内)  (3年以内)  (3年以内)  (3年以内)  (3年以内)</p>	<p>1「ご利用いただける方」1、2の方:基準利率  ただし、被害証明書を市町村長などから受けた方は、1億円を限度として、融資後3年目までは基準利率-1.4%、4年目以降は基準利率-0.5%  3億円を限度として、基準利率-0.5%  2「ご利用いただける方」13の方:基準利率  ただし、被害証明書を市町村長などから受けた方(※)は、3千万円を限度として、基準利率-0.8%、4年目以降は基準利率  一定の要件(注1)に該当する場合は、所定の貸付利率(0.2%、0.3%または0.5%)が控除されます。  3「ご利用いただける方」14の方:基準利率(長期運転資金に限り、上限3%)  ただし、一定の要件(注1)に該当する場合は、所定の貸付利率(0.2%、0.3%または0.5%)が控除されます。  ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。  (注1)(イ)最近3カ月の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している場合、または最近1カ月の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比し20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比し20%減少することが見込まれる場合は、0.3%控除(ロ)雇用維持または雇用の拡大を図る場合は、0.2%控除(イ)(イ)及び(ロ)のいずれの要件にも該当する場合は、0.5%控除  (注2)本制度に該当する方については、震災復興支援資本強化特例がご利用できます。</p>	<p>担保・保証人</p> <p>担保設定の有無:担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。  直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。  5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。</p>	

(2) 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業  
 (株式会社日本政策金融公庫 秋田支店 国民生活事業:電話018-832-5641、大館支店:電話0186-42-3407)

制度名	融資対象		資金用途		限度額		貸付期間		返済期間		条件		備考
	融	資	融	資	融	資	融	資	融	資	融	資	
一般貸付	ほとんどの業種の中小企業の方(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方はご利用になれません)。	設備資金 運転資金	4,800万円 特定設備資金7,200万円	設備 10年以内 特定設備 20年以内 運転 5年以内 (特に必要な場合7 年以内)	設備 2年以内 運転 1年以内	基準利率	担保・保証人 お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。	年利率%					
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者	設備資金 運転資金	2,000万円	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	特別利率F	不要(無担保・無保 証人) ご利用にあたっては 商工会議所会頭、 商工会委員長等の推 薦が必要です。						

制度名	融資対象	資金使途		貸付期間		返済期間		利率		担保・保証人	備考
		限度額	返済期間	返済期間	返済期間	返済期間	返済期間	返済期間	返済期間		
新規開業資金	次のいずれかの条件に該当することが必要である。 1.現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかにお勤めの企業と同じ業種に通勤して6年以上お勤めの方 2.お勤め先で修得した技能等と密接に関連した職種の事業を始める方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 3.技術やサービス向上等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 4.雇用の創出を中核とした事業を始める方 5.産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業(注1)を受けて事業を始める方 6.地域創業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業(注1)を受けて事業を始める方 7.公債が参加する地域の創業支援ネットワーク(注3)から支援を受けて事業を始める方 8.民間金融機関(注4)と公債による協同融資を受けて事業を始める方 9.前1～8までの条件に該当せず事業を始める方で、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると公庫が認めた方で、1,000万円を限度として本資金を利用する方 10.1～9のいずれかを満たす事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方 (注1) 市町村が作成し、国が認定した創業支援事業計画に記載された特定創業支援等事業をいいます。詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。 (注2) 詳しくは、地域創業促進支援事務局(株式会社ハソナ)ホームページ または創業スクールホームページをご覧ください。 (注3) 詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。(注4) 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫または信用組合をいいます。 (注4) 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫または信用組合をいいます。	設備資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。					
女性、若者、シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方は事業開始後おおむね7年以内の方	設備資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。					
中小企業経営力強化資金	次のいずれかの方 1.経営革新又は革新分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の開拓・開拓(新規開業を含む)を行う場合を含む。を行おうとする方 2.自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	設備資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率S ただし、「中小企業等の会計」(注)を適用している方または適用を予定している方は、 【基準利率-0.1%】 【特別利率S-0.1%】 (注)「中小企業の会計」に関する指針および「中小企業の会計」に関する基本要領をいいます。	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。					
新事業活動促進資金	1.経営革新計画の承認を受けた方 2.新事業計画の承認を受けた方 3.農工商等連携事業計画の承認を受けた方 4.地域産業資源活用支援事業計画の承認を受けた方 5.地域産業資源活用支援事業計画の承認を受けた方 6.経営力向上計画の承認を受けた方 7.中小企業等経営強化法に基づき中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値の伸び率が認められる方(注1) 8.技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 9.上記1～8に該当しない方で、次のいずれかに該当する方 *新たに経営多角化・事業転換を図る方 *経営多角化・事業転換後おおむね3年以内の方 (注1) 一定の条件を満たす必要があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。 (注2) 9に該当する方については、既存事業の全部または一部を廃止、もしくは縮小するため の運転資金を含む	設備資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率P	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。					
再就職支援資金 (再チャレンジ支援資金)	新たに開業する方は開業後おおむね7年以内の方で、次のいずれかに該当する方 1. 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が専任役員であること 2. 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること 3. 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること	設備資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	設備 20年以内 運転 7年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。					

制度名	融資対象	融資		案		性	備考
		資金使途	限度額	実行期間	(うち据置期間) 設備・運転		
企業活力強化資金	<p>1. 商業振興関連 次のいずれかの業種の事業を営まれる方 (1) 卸売業 (2) 小売業 (3) 飲食サービス業 (4) サービス業 (5) 不動産賃貸業(注1) (注1) 中心市街地の活性化に関する法律第19条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限りま す。</p> <p>2. 下請中小企業振興法関連 下請中小企業振興法(昭和45年法律第146号)第8条の規定に基づき時定下請運搬事業計 画の認定(変更認定を含む。)を受けた運搬体構成する方</p> <p>3. 空室等対策関連 不動産賃貸業を営む方で、空室等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第 127号)第6条に規定する空室等対策計画を策定している市町村の区域内において老朽した 賃貸用不動産の改修(注2)を行う方</p> <p>(注2) 新築、建て替えおよび増築の場合には対象外となります。</p> <p>4. 支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方</p> <p>5. 地域再生法関連 上記の(1)から(4)までの事業を営まれる方のうち、地域再生法第5条第4項第7号に定める 商店街活性化促進事業計画に基づき、空室店舗を利用して事業を実施される方</p>	<p>7200万円 (うち運転資金4,800万円)</p>	<p>設備 20年以内 運転 7年以内</p>	<p>設備・運転 2年以内</p>	<p>基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C</p>	<p>担保・保証人 お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。</p>	
働き方改革推進支 援資金	<p>1. 非正規雇用の加速改善に取り組む方 2. 従業員の時給単価の是正に取り組む方 3. 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労 働局長へ届出している方(届出が義務付けられている方を除きます) 4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画を策定し、 その旨を都道府県労働局長へ届出している方(届出が義務付けられている方を除きます)、 5. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき「ユースエール認定企業」の認定を受けた方 6. 地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む方 7. 事業所内に保育施設を整備する方 8. 障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方</p>	<p>7200万円 (うち運転資金4,800万円)</p>	<p>設備 20年以内 運転 7年以内</p>	<p>設備・運転 2年以内</p>	<p>特別利率A 特別利率B</p>	<p>お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。</p>	
海外展開・事業再 続資金	<p>次の1、2または3のいずれかに該当する方 1. 経済の構造的変化等に適合するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の (1)～(3)の全てに該当する方 (1) 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延 長と認められる程度の規模を有するものであること (2) 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存在すること (3) 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(ア)～(エ)のい ずれかに該当すること (ア) 取引先の海外進出に伴い、海外展開すること (イ) 原材料の供給事情により、海外進出すること (ウ) 労働力不足により、海外進出すること (エ) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込まないため海外 展開すること 2. 海外における経済的変化等に適合するために次の(1)及び(2)を満たす方 (1) 海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部又は一部を廃止することを含む。)すること (2) 本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること (3) 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影 響を受けている方</p>	<p>7200万円 (うち運転資金4,800万円)</p>	<p>設備 20年以内 運転 7年以内</p> <p>ただし、海外企業へ の転貸資金であつ て、進出国の資本 規制により事業者 間におわたり回収でき ない場合その他真 にやむを得ない事 情がある場合に限 り、以下のご返済期 間が適用されます。</p> <p>設備 20年以内 運転 10年以内</p>	<p>設備・運転 2年以内</p>	<p>基準利率 特別利率A 特別利率B</p>	<p>お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。</p>	



制度名	融資対象	資金使途	貸		案		担保・保証人	備考
			限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%		
セ	経営環境変化対応 資金	設備資金 運転資金	4,800万円	設備 15年以内 運転 8年以内	設備・運転 3年以内	基準利率	お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。	
イ	経営環境変化対応 資金	設備資金 運転資金	別枠 4,000万円	設備 15年以内 運転 8年以内	設備・運転 3年以内	基準利率	お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。	
エ	経営環境変化対応 資金	設備資金 運転資金	別枠 3,000万円	8年以内	3年以内	基準利率	お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。	
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	設備資金	飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉 販売業、水産販売業、美容業、その他 7200万円 一般公衆浴場業 3億円以内(2施設以上の場合4億8,000万円) 旅館業 4億円 興行場営業、サウナ営業 2億円 クリーニング業 1億2,000万円	15年以内 [一般公衆浴場業 は30年以内]	1年以内 (貸付期間が7年 を超過する場合は2 年以内)	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率E	お客様の要望を 伺いながらご相談さ せて頂きます。	

制度名	融資対象	融資金	案			性	備考
			貸付期間	(うち据置期間)	年利率%		
生活衛生新企業育成資金	生活衛生関係の事業を創業する方又は創業後おおむね7年以内の方 1 振興計画認定組合の組合員の方 2 上記以外の方(注1) (注1) 1. 女性または35歳未満か55歳以上の方 2. 雇用の創出や勤務経歴等、一定の要件に該当する方	設備資金 1 振興計画認定組合の組合員の方 振興事業費の融資限度額 設備資金 1億5,000万円～7億2,000万円 2 上記以外の方 一般貸付の融資限度額 設備資金 7,200万円～4億8,000万円	設備 20年以内	設備 2年以内	基準利率A 特別利率B 特別利率C	振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確立を要する場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする場合は、適用される利率から0.30%引き下げた利率)でご利用いただけます。(一部ご利用いただけません。)	
			運転 7年以内	運転 2年以内	特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率J		
振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員	設備資金 [設備資金] 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、水産販売業、理容業、美容業 1億5,000万円 一般公衆浴場業 (一般貸付とは別枠) 1億5,000万円 旅館業(注1)、興行場営業 7億2,000万円 クリーニング業(注2) 3億円 [運転資金] 全業種(注2) 5,700万円 (注1)旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づき住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生買付の対象外となります。 (注2)クリーニング取扱業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります(ただし、設備資金・運転資金とも4,800万円以内)。	設備 20年以内(注3) (注3) 訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものは、30年以内	設備 2年以内	特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率J	振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確立を要する場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする場合は、適用される利率から0.30%引き下げた利率)でご利用いただけます。(一部ご利用いただけません。)	
			運転 7年以内	運転 2年以内	特別利率F		
生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人	設備資金 運転資金	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	特別利率F	無担保・無保証人	

制度名	融対対象	資金使途		貸付期間		利率		担保・保証人	備考
		限度額	資金使途	貸付期間	(うち据置期間)	基準利率	年利率%		
生活衛生セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上上の減少等業績悪化を来しているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれか以上に該当する方 1.最近の決算期における売上高が前年同期もしくは前々年同期に比べ5%以上減少している方、または最近3ヶ月の売上高が前年同期もしくは前々年同期を5%以上下回り、かつ、今後も売上上の減少が見込まれる方 2.最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化している方 3.最近、回収条件または支払条件が0.1ヶ月以上悪化している方 4.社会的な要因による一時的な業績悪化により、資金繰りに著しい支障を来している方、または来すおそれのある方 5.最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 6.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 7.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方	5,700万円	運転資金	8年以内	3年以内	基準利率	年利率%	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。	
生活衛生セーフティネット貸付 (金融環境変化対応資金)	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けており、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方で、次のいずれか以上に該当する方 1.業務停止命令対応関連 2.経営破たん状態対応関連 3.取引金融機関が実質的に経営破たんの状態などにある方 4.整理回収機構等からの借入などが株式会社整理回収機構(RCC)に譲渡された方などで、経営状況を計上しているなど、業況が順調であると認められる方 5.金融不安等対応関連 6.国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の(1)から(5)までのいずれかの要請または取扱いを受けている方であって、当該取引金融機関との取引において、返済等に問題がない方 (1)借入残高の減少 (2)約定した返済条件を超える返済 (3)当座預金の解約 (4)担保・保証人の追加 (5)借入金利の引上げ	別添4000	運転資金	8年以内	3年以内	基準利率	基準利率	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます。	

(3)株式会社 日本政策金融公庫 農林水産事業

(秋田支店:電話018-833-8247)

制度名	融資対象	融資	条件	備考				
食品流通改善資金	融資の相手方	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%	担保・保証人	生	
食品流通改善資金	<p>①近代化事業)</p> <p>卸売市場の近代化のために必要な事業であって次に掲げるもの</p> <p>①卸売市場施設</p> <p>卸売市場の業務に必要な施設(場内運搬機械以外の運搬機械を除く)の改良、造成又は取得</p> <p>②卸売業者施設</p> <p>倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍又は場内事務所の改良、造成又は取得</p> <p>③卸売業者施設</p> <p>倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍又は卸売店備置の改良、造成又は取得</p> <p>(機能高度化事業)</p> <p>食品流通構造改善促進法第6条第1項第2号に規定する認定計画に基づいて行なう食品流通機能高度化事業の実施に必要な事業であって次に掲げるもの</p> <p>卸売市場施設</p> <p>①品質管理保安施設、低温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・脚製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>②情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>③卸売業者が他の卸売業者から、又は卸売業者が他の卸売業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業者又は卸売業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>④卸売市場の業者間の資本提携による支配関係の構築のための出資</p> <p>⑤食品生産製造提携事業施設)</p> <p>食品流通構造改善促進法第6条第1項第1号に規定する認定計画に基づいて行う食品生産製造等提携事業の実施に必要な事業であって次に掲げるもの</p> <p>①農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成、取得</p> <p>②農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成、取得</p> <p>③農地所有適格法人への出資</p> <p>④農林漁業関連の事業を行う法人設立のための共同出資</p> <p>⑤農林漁業者等が行う食品の製造又は加工に係る事業用資産の取得</p> <p>⑥上記①～⑤までの農林漁業投資と併せて行う加工食品の製造、流通施設の改良、造成、取得</p> <p>(食品生産販売提携事業施設)</p> <p>食品流通構造改善促進法第6条第1項第1号に規定する認定計画に基づいて行う食品生産製造等提携事業の実施に必要な事業であって次に掲げるもの</p> <p>①食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効果的に行うのに必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成若しくは取得</p> <p>②品質の優れた食品の販売に係る業務に必要な処理加工施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成若しくは取得であって、①に掲げる施設の改良、造成若しくは取得と併せて行うもの</p>	<p>【中小企業者に限る】</p> <p>開設者(地方公共団体を除く)、卸売業者、卸売業者、卸売業者、卸売業者、卸売業者の組織する法人</p> <p>負担する額の80%</p> <p>負担する額の70%(定額限度あり)</p> <p>負担する額の80%</p>	<p>10年超25年以内</p> <p>10年超15年以内</p>	<p>5年以内</p> <p>3年以内</p>	<p>&lt;一般&gt; 0.70~1.05</p> <p>&lt;特定&gt; 0.35~0.70</p> <p>0.70~0.71</p> <p>0.20~0.21</p>	<p>ご相談の上、ご相談のうえ、決めさせていただきます</p>	<p>* 左記の金利は平成30年4月18日現在のものであります。(今後、変動することがあります。)</p> <p>金利は固定方式と10年経過ご同直し方式があります。適用金利は、ご返済期間に応じて異なりますので、下記取扱店までお問い合わせ下さい。</p> <p>お問い合わせは日本政策金融公庫秋田支店農林水産事業まで</p>	
新規用途事業等資金	<p>特定農林水産物について行う新規の用途又は加工原料用の新品種の採用に係る事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>&lt;特定農林水産物&gt;</p> <p>(農産物)米、麦、うんしゅうみかん、うんしゅうみかん以外のかんきつ類、りんご、てん菜、さとうきび、こんにやく、芋、かんしょ、はれいしょ、小豆、いんげん、落花生、たまねぎ、トマト、アスパラガス、スイートコーン</p> <p>(林産物)間伐に係るスキ・ヒノキ、マツ、いたけ</p> <p>(畜産物)生乳、豚肉、鶏肉、鶏卵</p> <p>(水産物)しらす、かつお、いか</p>	<p>【中小企業者に限る】</p> <p>食品販売業者又はこれを構成員とする法人(事業協同組合等)</p> <p>農林漁業者又はこれを構成員とする法人(農業協同組合等)</p> <p>【中小企業者に限る】</p> <p>食品販売業者又はこれを構成員とする法人(事業協同組合等)</p> <p>農林漁業者又はこれを構成員とする法人(農業協同組合等)</p>	<p>負担する額の80%</p> <p>負担する額の80%</p>	<p>10年超15年以内</p> <p>15年以内</p> <p>10年超15年以内</p> <p>15年以内</p>	<p>3年以内</p> <p>3年以内</p> <p>3年以内</p> <p>3年以内</p>	<p>0.20~0.21</p> <p>0.20~0.21</p> <p>0.20~0.21</p> <p>0.20~0.21</p>	<p>ご相談の上、ご相談のうえ、決めさせていただきます</p>	<p>* 左記の金利は平成30年4月18日現在のものであります。(今後、変動することがあります。)</p> <p>金利は固定方式と10年経過ご同直し方式があります。適用金利は、ご返済期間に応じて異なりますので、下記取扱店までお問い合わせ下さい。</p> <p>お問い合わせは日本政策金融公庫秋田支店農林水産事業まで</p>

制度名	融資対象	融資			条件			備考
		融資額	貸付期間	据置期間	年利率%	担保・保証人		
中山間地域活性化資金	<p>(加工流通施設) 次の事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 ①新商品又は新技術の研究開発又は利用 ②需要の開拓 ③需要の開拓に必要な施設 ④アンテナショップ、展示場等中山間地域農畜水産物又はその加工品の新たな需要の創出又は需要の拡大のために必要となる施設</p> <p>〔保蔵・乾燥施設〕 中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するもの改良、造成若しくは取得又は当該施設を設置するための特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>〔生産環境施設〕 中山間地域内における農林漁業活動管理休養施設、多目的研修集会施設、農林漁業従事者健康増進施設、農林漁業集落総合施設、農山漁村広場施設、農林漁業技術拠点施設、農林漁業情報連絡施設、農林漁業産物処理施設、農山漁村生活廃棄物処理施設、簡易給排水施設、生活安全保護施設、融雪・除雪施設、集落道、農林漁業施設関連又は駐車施設の改良、造成、復旧又は取得 ただし、資本市場からの調達に困難なものに限る。</p>	<p>【中小企業者に限る】 ①中山間地域農林畜水産物を原料又は材料として使用する製造又は加工を行う事業者 ②中山間地域農林畜水産物又はその加工品の集荷、販売又は提供を行う事業者 (諸条件あり)</p> <p>【中小企業者に限る】 中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者 農業者、林業又は漁業を営む者の組織する法人</p>	<p>10年超15年以内</p>	<p>3年以内</p>	<p>融資額のうち 2億7,000万円まで 0.20～0.21 2億7,000万円超 0.45～0.46</p>	<p>ご相談のうえ、 ご相談のうえ、 決めさせていただきます</p>		
特定農産加工資金	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき承認計画に基づいて行う次に掲げる事業に必要となる施設の改良、造成若しくは取得又は①に掲げる事業に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得 ①新商品・新技術の研究開発又は利用 ②事業の転換 ③生産の共同化、合併 ④生産の全部若しくは重要部分の譲渡、譲受けその他これに準じるもの</p> <p>＜特定農産加工業者＞ ●かんきつ果汁製造業 ●非かんきつ果汁製造業 ●パイナップル缶詰製造業 ●こんにゃく製品製造業 ●甘しょ加工食品製造業 ●馬鈴しょ加工食品製造業 ●米製品製造業(米又は麦を原料とするものに限る) ●しょうゆ製造業 ●めん製造業(小麦粉を原料とするものに限る) ●パン製造業 ●砂糖製造業 ●菓子製造業(チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限る) ●肉類食品製造業 ●豚肉調整品製造業</p> <p>＜関連農産加工業者＞ ●果実加工食品製造業(かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パイナップル缶詰製造業及び菓子製造業を除く) ●こんにゃく製品製造業 ●甘しょ加工食品製造業 ●馬鈴しょ加工食品製造業 ●米製品製造業(米又は麦を原料とするものに限る) ●しょうゆ製造業 ●めん製造業(小麦粉を原料とするものに限る) ●パン製造業</p>	<p>【中小企業者に限る】 特定農産加工業又は関連農産加工業を営む者及びこれを構成員とする事業協同組合等</p>	<p>10年超15年以内</p>	<p>3年以内</p>	<p>融資額のうち 2億7,000万円まで 0.20～0.21 2億7,000万円超 0.35～0.36</p>			

制度名	融資対象	融資の相手方	限度額	貸付期間	据置期間	利率	担保・保証人	備考
食品産業品質管理高度化促進資金(HACCP資金)	<p>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第6条第1項の規定により認定を受けた製造過程の管理の高度化に関する計画(同法第7条第1項の規定による変更の認定を受けたものを含む(認定高度化計画))に従って製造過程の管理の高度化又は同法第8条第1項の規定により認定を受けた高度化基盤整備に関する計画(同法第9条第1項の規定による変更の認定を受けたものを含む(認定高度化基盤整備計画))に従って高度化基盤整備を行うのに必要な次の掲げる施設の改良、造成若しくは取得又は当該施設の利用に必要な特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>① 交差汚染防止や清浄度別の区分の分離を行うための隔壁、埃対策上必要な圧圧化等を行ったための空調施設、排水施設等の整備に対応した建物</p> <p>② 衛生施設、前室(エアシャワー付き)等の衛生管理設備</p> <p>③ 自動式記録計等の監視制御システムのための機械・設備</p> <p>④ ①～③と併せて一体的に導入する生産施設</p>	<p>【中小企業者に限る】 食品の製造又は加工の事業を行う者であって、認定高度化計画に従って製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な施設整備の事業を実施する者(諸条件あり)</p>	<p>負担する額の80%又は20億円以内のいずれか低い額。なお、対象事業④の生産施設の事業費については、既存処理能力相当分の事業費の1.5倍又は業界の標準的な事業費(対象事業①～③の合計額の範囲内)が、融資対象事業費の上限。</p>	10年超15年以内	3年以内	<p>融資額のうち2億7000万円まで(但し④に係る融資を除く)</p> <p>2億7000万円超及び④に係る融資0.35～0.36</p>	ご相談のうえ、決めさせていただきます	
食品安定供給施設整備資金	<p>(再資源化対策) 動植物性廃棄物の製造、加工によって生じたものに限り(限る)を原材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設及び関連施設の改良、造成又は取得</p> <p>(食品流通対策) 食品の流通機能の高度化又は食品の流通における高度な品質管理を行う事業(食品の製造又は加工に限る。)に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>(新規事業育成) 食品の製造又は加工の分野において実施される新規事業で、高度かつ独自の技術を有し一定の条件を満たしている者が、特定の事業を実施するための企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(米穀新用途利用促進) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画に基づいて行う次に掲げる事業</p> <p>① 食品又は飼料の原料又は材料として利用する米穀の配送、受入れ、保管又は供給に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>② 米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の製造、加工又は流通に必要な施設の改良、造成又は取得</p> <p>③ 米穀を原料又は材料として利用する食品又は飼料の必要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は当該新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(米穀新用途促進) (米穀の新用途促進)の①又は②に掲げる施設の改良、造成、又は取得に関連して必要となる費用の支出(立ち上がり支援)</p>	<p>【中小事業者に限る】 食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(諸条件あり)</p>	<p>負担する額の40% 北海道・東北地方新県を含む)で実施される場合の特例 負担する額の70%</p> <p>負担する額の40%</p> <p>負担する額の80%</p>	10年超15年以内	3年以内	<p>&lt;一般&gt; 0.70～0.71 &lt;特定事業&gt; 0.40～0.41</p> <p>&lt;一般&gt; 0.55～0.56 &lt;特定事業&gt; 0.40～0.41</p> <p>0.20～0.21</p> <p>1.00～1.00</p>		

制度名	融資対象	融資の相手方	限度額	償付期間	据置期間	利率	条件	備考
水産加工資金	<p>①農林水産大臣が指定した都道府県の区域内において、指定水産動植物を原材料とする食用水産加工品について行う次に掲げる事業に必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(a)製造又は加工の共同化(施設の共同化又は加工団地への移転)、原材料又は製品の転換、合併又は営業の譲渡又は導入</p> <p>(b)新製品、新技術の開発又は導入</p> <p>&lt;指定水産動植物&gt;</p> <p>あきさけ、あじ、いわし、かつお、かれい、さば、さめ、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐら、またら、いか、たこ、かき、ほたてがえい、海藻類</p> <p>②未利用又は利用の程度が低い水産動植物として農林水産大臣が指定したものの食用水産加工品の原材料としての利用が相対程度促進されると見込まれる都道府県として農林水産大臣が指定したものの区域内において、当該水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>(注)「未利用又は利用の程度が低い水産動植物として農林水産大臣が指定したものの」及び「食用水産加工品の原材料としての利用が相対程度促進されると見込まれる都道府県として農林水産大臣が指定したものの」は、施行令第1項第3号の規定に基づき指定した水産動植物及び都道府県であり、次の各号に掲げる水産動植物の種類に応じ、当該各号に掲げる都道府県である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>うばがえい 北海道及び青森県</li> <li>えい 北海道</li> <li>えそ 愛媛県及び山口県</li> <li>おさあみ 岩手県及び宮城県</li> <li>このしろ 千葉県及び熊本県</li> <li>しいら 富山県及び高知県</li> <li>とびうお 長崎県及び鹿児島県</li> <li>にぎす 石川県</li> <li>にしん 北海道</li> <li>はたはた 秋田県、石川県、兵庫県及び鳥取県</li> <li>ほや 北海道及び宮城県</li> </ol> <p>③農林水産大臣が指定した都道府県の区域内において、食用に通常供されない指定水産動植物の部位として農林水産大臣が指定したものを原材料とする非食用水産加工品の製造又は加工の事業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>&lt;食用に通常供されない指定水産動植物の部位&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>魚類(あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐら及びまたらに限る。) 骨、皮、臓器、ひれ、うろこ及び頭部</li> <li>頭足類(いか及びたてがえいに限る。) 殻及び臓器</li> <li>貝類(かき及びたてがえいに限る。) 殻及び臓器</li> <li>海藻類 根及び茎</li> </ol> <p>&lt;農林水産大臣が指定した都道府県&gt;</p> <p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県</p>	<p>【中小企業者に限る】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>水産加工業を営む者</li> <li>水産業協同組合及び中小企業等協同組合</li> </ol>	負担する額の80%	10年超15年以内	3年以内	<p>年利率%</p> <p>&lt;一般&gt; 0.35~0.38</p> <p>&lt;特定事業&gt; 融資額のうち1億2,000万円までの部分に限り 0.20~0.21</p>	担保・保証人 ご相談のうえ、決めさせていただきます	
塩業資金	<p>製塩施設の改良、造成又は取得</p> <p>ただし、資本市場からの調達に困難なものに限る。</p>	塩を製造する者	負担する額の80% 一定規模以上の会社が行う事業 負担する額の40%	20年以内	3年以内	0.70~0.71		

制度名	融資対象	融資				条件		備考
		貸付の相手方	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%	担保・保証人	
農業競争力強化支援資金	<p>農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下本資金において「法」という。）第19条第2項に規定する認定事業再編計画（以下「認定事業再編計画」という。）に基づいて行う事業再編の実施に必要な事業であつて次に掲げるもの。</p> <p>① 施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>② 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資</p> <p>（注）認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者であつて、貸付の相手方①及び②に掲げるものとは、法第2条第7項の規定により農業競争力強化支援法施行規則（平成28年農林水産省・経済産業省令第1号）第2条で定める事業分野に属する次に掲げる事業を行うものをいう。</p> <p>(1) 配合飼料製造事業、生鮮食品卸売事業、生鮮食品製造事業、生鮮食品小売事業、おいて同じ。）の卸売事業</p> <p>(2) 米穀卸売事業、米穀製造事業、米穀加工品製造事業、米穀加工品小売事業</p> <p>(3) 飲食料品の小売事業</p> <p>(4) 小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業、牛乳・乳製品小売事業、牛乳・乳製品加工品製造事業</p>	<p>【中小企業者に限る】 認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者であつて次に掲げるもの（注）</p> <p>① 農産物（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下本資金において同じ。）の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工の事業を行う者</p> <p>② 飼料の生産又は販売の事業を行う者</p>	負担する額の80%	20年以内	3年以内	0.20～0.21		

(4) 株式会社 商工組合中央金庫  
 (株式会社商工組合中央金庫秋田支店：電話018-833-8531)

制 度 名	融 資 対 象	融 資 使 途	資 料				備 考
			限度額(万円)	貸付期間	据置期間	年利率%	
証書貸付 手形割引 手形貸付 当座貸越	株主である次の中小企業団体及び構成員(資金業、遊興娯楽的事業を除く)。 またこれらの海外現地法人及び協同出資会社、第三セクター。 ①事業協同小組合 ②事業協同小組合 ③火災共済協同組合 ④信用協同組合⑤企業組合 ⑥協同組合連合会 ⑦協業組合 ⑧商工組合・同連合会 ⑨商店街振興組合・同連合会 ⑩生活衛生同業組合・同連合会 ⑪生活衛生同業小組合 ⑫酒造組合・同連合会・向中央会 ⑬酒販組合・同連合会・向中央会 ⑭内航海運組合・同連合会 ⑮輸出組合・輸入組合・輸出入組合 ⑯市街地再開発組合 ⑰協業化法人	設備資金 運転資金	当金庫所定の限度 内	設備 原則15年以内 運転 原則10年以内	貸付内容による	貸付内容による	担保・保証人 貸付内容による 申又は金庫又は代理店 (県内信用組合)
新事業育成資金	技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者	新たな事業を行うために必要な設備資金、運転資金	当金庫所定の限度 内	設備 15年以内 運転 7年以内	設備 5年以内 運転 2年以内	資金使途、対象者の 財務状況、貸付期 間、担保免除割合に より貸付利率が異な る	
新事業活動促進資金	・経営革新計画の承認を受けた中小企業者 ・経営向上計画について当金庫より承認を受けた中小企業者 ・経営活力再生特別措置法に基づき経営資源活用計画の認定を受けた中小企業者 ・中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、又は同法に基づき経営基盤強化計画に従って事業を行った中小企業者 ・新連携計画の承認を受けた中小企業者 ・第二創業(経営多角化、事業転換)を営む中小企業者	経営革新・経営の向上、経営資源活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係る事業、第二創業のために必要な設備資金、運転資金	当金庫所定の限度 内	設備 原則15年以内 運転 原則5年以内	設備 2年以内 運転 1年以内		
地域資源農工商連携支援資金	①中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣から地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者 ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、農工商連携事業計画の認定を受けた中小企業者	地域産業資源活用事業計画、農工商連携事業計画を実施するために必要な設備資金、運転資金	当金庫所定の限度 内	設備 原則15年以内 運転 原則5年以内	設備 2年以内 運転 1年以内		
企業立地促進資金	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、都道府県知事から企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた中小企業者	企業立地計画、事業高度化計画を実施するために必要な設備資金、運転資金	当金庫所定の限度 内	設備 原則15年以内 運転 原則5年以内	設備 2年以内 運転 1年以内		
災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた事業者、及び間接的に被害を受けた事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)	当金庫所定の限度 内	設備 20年以内 運転 10年以内	設備 3年以内 運転 3年以内		
再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするたため新たに開業する事業者又は開業後概ね5年以内の事業者	事業立ち上げに再チャレンジするために必要な設備資金、長附・短期運転資金(含む、手形割引)	当金庫所定の限度 内	設備 15年以内 運転 7年以内	設備 3年以内 運転 1年以内		

総合支援策に基づく融資制度

制 度 名	融 資 対 象	融 資 使 途	資 金 使 途			資 金 使 途			資 金 使 途			備 考
			融 資 使 途	限 度 額 (万 円)	貸 付 期 間	据 置 期 間	年 利 率 %	担 保 ・ 保 証 人	融 資 使 途	限 度 額 (万 円)	貸 付 期 間	
省エネルギー促進 無担保貸付制度	(財)省エネルギーセンター、地公体、ESCO事業者等の省エネ診断等に基づく省エネ投資を行う事業者(債務超過でないこと、延滞していないこと、投資効果が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合)	省エネ診断等に基づく省エネ設備の導入に必要となる設備資金及び運転資金(除く手形割引)	当金庫所定の限度内	設備・長期運転 5年以内 短期運転 1年未満	設備・長期運転 6ヶ月以内	資金使途、対象者の 財務状況、貸付期 間、担保免除割合に よる	担保・保証人 貸付内容 による	返済方法は貸付内容による 申込は金庫又は代理店 (県内信用組合)				
環境配慮型経営支援貸付	環境配慮型経営にかかわる第三者認証 (ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者	環境配慮に必要な設備資金	当金庫所定の限度内	10年固定貸出 10年以内 変動貸出(当初10 年固定型) 20年以内	設備 10年固定貸出 3年以内 変動貸出(当初10 年固定型) 3年以内							
事業再生緊急支援資金	法的再建手続開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立 時点で当金庫と貸出取引のある事業者	短期運転資金 (手形貸付、手形割引)	当金庫所定の限度内	1年未満								
事業再生安定化支援資金	①法的再建手続の認可決定から手続終了までの再生事業者 ②私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者	短期運転資金(含む手形割引)・事業再生に必要な設備資金、再生計画の履行に必要な長期運転資金・再生 手続終了資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内							
事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継 する事業者	事業に必要な設備資金(買 取資金)	当金庫所定の限度内	設備 15年以内	設備 2年以内							
企業再建支援貸付制度	再生事業者、または過剰債務を抱えているが自らのリストラ努力により再建を図 らうとする当金庫と貸出取引(申込時点)のある事業者で、適切な経営改善計画 等により、企業再建が見込まれる事業者	企業再生に必要な設備資金、短 期運転資金(含む手形割 引)	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内							
事業承継支援貸付	①後継者不在等により事業の継続が困難な方からの事業の譲渡、株式の譲 渡、合併等により事業を承継する新設及び既存の事業者 ②事業を継続させるために株式等から自己株式等を取引する事業者 ③事業を継続させるために株式等の取得等を行う後継者(原則として安定 経営権(概ね50%超)を持つ後継者を対象) ④円滑な事業承継に取り組む事業者	円滑な事業承継を行うのに 必要な設備資金、運転資金 株式取得資金 事業買収資金 相続助等納付資金 退職金支払資金 資産買収資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 3年以内							
防災支援対策支援貸付	①中小企業庁「BCP策定運用指針」等BCPを策定し、発生時に備えた事前対 策に取り組む事業者 ②地震、台風及び豪雨等の自然災害に対する防災対策に積極的に取り組む事 業者	BCP策定に伴い必要とな る防災対策のための設備 投資、運転資金及び自然 災害に対する防災対策を 目的とするために必要となる 設備資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 3年以内							

総合支援施策に基づく融資制度

6. 市町村の中小企業金融対策

(1) 秋田市の中小企業向け融資制度

制度名	融資対象(概要)	融資条件					保証人	備考
		融資条件 資金使途※	限度額(万円)	貸付期間	据置期間	年利率(%) 保証利率(%)		
一般事業資金	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④市税を完納していること	運転資金 設備資金	3,000	10年	1年	1.75 0	必要に応じ徴求	原則法人は代表者のみ、個人は不要
創業資金	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること(法人は設立後5年未満) ④市税を完納していること ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き継ぎ6ヶ月以上経営指導を受けること)	運転資金 設備資金	2,000 (他の借入を含め対象事業額の80%) (※過去に事業歴がある場合は、1,000)	10年	1年	1.55 (条件付きで、借入から3年間の年1.0%の利子補給があり、その場合、年利は0.55%)	必要に応じ徴求	
創業資金 (無担保・無保証人枠)	次の要件を満たす小規模企業者、株式会社、合同会社及び企業組合 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上5年未満であり、現在も継続していること ④市税を完納していること ⑤申請日時点において、秋田県信用保証協会の保証残高が存在しないこと ⑥商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き継ぎ6ヶ月以上経営指導を受けること)	運転資金 設備資金	500 (他の借入を含め対象事業額の80%以内) ※自己資金20%以上	10年	1年	1.55 (条件付きで、借入から3年間の年1.0%の利子補給があり、その場合、年利は0.55%)	不要	
小口零細企業資金	次の要件を満たす従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の会社又は個人等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④申請時において、秋田県信用保証協会の債務残高が2,000万円以下であること ⑤市税を完納していること	運転資金 設備資金	2,000 (既存の保証付き残高がある場合は、これを控除した額)	10年	1年	1.55	原則不要	原則法人は代表者のみ、個人は不要
産業活力創造資金 (緊急経営支援資金枠)	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により、経営の安定に支障を生じているもの ⑤市税を完納しているもの	運転資金 設備資金	3,000	10年	2年	1.75	必要に応じ徴求	
産業活力創造資金 (新商品等開発資金枠)	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの ⑤市税を完納しているもの	運転資金 設備資金	3,000	10年	1年	1.75 (借入から3年間の年1.0%の利子補給)	必要に応じ徴求	
産業活力創造資金 (農工商連携促進資金枠)	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの ⑤市税を完納しているもの	運転資金 設備資金	3,000	10年	1年	1.75 (借入から3年間の年1.5%の利子補給)	必要に応じ徴求	

※ 既存借入金の返済資金にはご利用できません(一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既往借入金の返済資金に利用できます。)

制度名	融資対象(概略)	融資条件 資金使途※	融資条件					担保	保証人	備考
			限度額(万円)	貸付期間	償還期間	年利(%)	保証料率(%)			
産業活力創造資金 (新分野進出資金枠)	次のいずれかに該当する中小企業者(市税を完納していること) ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親企業が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する子会社が、設立後1年未満であり、親会社とは異なる事業を行うこと ③既存企業が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が、既存の業種と異なる事業を行うこと	設備資金 (対象事業費の80%)	10年	1年	1.75 (借入から3 年間、年 1.0%の利子 補給)	0 必要に応じ徴 求		原則法人は、 代表者のみ、 個人は不要		
産業活力創造資金 (設備近代化資金枠)	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。ただし、港湾輸送関連設備は、業種を限定しない。 ①市内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可) ④市税を完納していること	建物建築、内装 工事、設備の取 付け・改修、里面の 修繕及び什物、什 品の購入、什品の 面に要する資金 (ただし、築造補 償設備については、 その整備に 要する資金)	10年 組合等は 1年	0.5年	1.75 (借入から5 年間、年 0.75%の利子 補給)	0 必要に応じ徴 求				
産業活力創造資金 (商店街空き店舗等利用資金枠)	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。 ①商店街の空き店舗等を利用すること ②市内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③市内で1年以上事業所を有し、現に市内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体が推薦を受けていること ⑥市税を完納していること	建物建築、内 装工事、機械 の取得・改修 及び保証金、居 住利金等入居 に要する資金	10年	0.5年	1.75 (借入から5 年間、年 1.0%の利子 補給)	0 必要に応じ徴 求				
産業活力創造資金 (商業施設整備資金枠)	組合等(事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協業組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会) ※市税を完納していること	組合等の事業 の共同実施た めには、公衆の 利便に資する 共同施設設 置の共同建設費	15年	1年	1.75 10年以上 2.05	0 必要				
中心市街地出店促進 設備近代化資金	中心市街地へ出店する場合や設備を整備する場合であつて、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。 ①市内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ②県内で1年以上住所を有し、現に県内で事業を営むもの ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ④市税を完納していること	建物建築、内 装工事、機械 の取得・改修 及び保証金、居 住利金等入居 に要する資金	10年	0.5年 組合等は1 年	1.75 (借入から5 年間、年 1.25%の利子 補給)	0 必要に応じ徴 求				
中心市街地出店促進 空き店舗利用資金	中心市街地へ出店する場合であつて、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等。 ①商店街の空き店舗等に入居、また新・改築すること ②県内で1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③県内で1年以上事業所を有し、現に県内で事業を営むもの ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体が推薦を受けていること ⑥市税を完納していること	建物建築、内 装工事、機械 の取得・改修 及び保証金、居 住利金等入居 に要する資金	10年	0.5年	1.75 (借入から5 年間、年 1.5%の利子 補給)	0 必要に応じ徴 求				
中小製造業設備資金	①市内で同一業種を1年以上行っているもので、製造業・新聞業・出版業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきだ創業支援策利用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物(建築物施設)からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等 ④市税を完納しているもの	設備資金および アスベスト対 策工事資金 (対象事業費の 85%)	10年	1年	2.75%以下の 金融機関所 定金利 (生期間2.0% を上限に市が 利子補給)	必要に応じ 徴求		必要に応じ徴 求		
中小企業用地取得資金	市が特定する工業団地等の用地を取得する中小企業者、組合等(市内に事業所を有する場合、市税を完納しているもの)	10,000 (用地取得金額 の85%)	10年	1年	2.75%以下の 金融機関所 定金利 (借入から3 年間、年2.0% を上限に市が 利子補給)	必要に応じ 徴求		必要に応じ徴 求		

※ 既存借入金の返済資金には二利用できません(一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既存借入金の返済資金に利用できます。)

(2)市町村中小企業振興資金

＜融資対象等共通事項＞ 市町村により若干異なりますが、概ね次のとおりです。

①融資対象者

- ・市町村に1年以上住所又は事業所を有していること
- ・市町村税を完納していること
- ・中小企業者であること

②保証人及び担保

・保証人は原則として、法人は代表者のみ、個人は不要・担保は必要に応じ徴求

③利率及び保証料

- 本表に掲げる利率は備考欄にある市町村による軽減措置適用前の利率です。
- 本表に掲げる保証料は市町村による保証料補助等の軽減措置適用後の実質利率です。
- ④取扱い金融機関 各市町村が指定しています。
- ⑤申込受付先等 商工会議所及び商工会、市町村商工担当課

市町村名	融資条件(金額単位:万円)		保証料%	備考
	限度額	貸付期間		
鹿角市	2,000	10年	1.75	0【マル鹿】限度額は(マル鹿小口とマル鹿創業)を含む。
	2,000	10年	1.55	0【マル鹿小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル鹿とマル鹿創業)を含む。
	1,000	10年	1.55	0【マル鹿創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。限度額は(マル鹿とマル鹿小口)を含む。40歳未満の者と女性は3年間の利子補給あり(全額補助)。
小坂町	1,000	10年	1.75	0【マル坂】
	1,000	10年	1.55	0【マル坂創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。
大館市	2,000	7年	1.75	0【マル大】限度額は2,000万円(但し、マル大小口と併用の場合、1,250万円) 資金使途が設備資金の場合、利子補給あり(利子の1/2(3年以内))
	1,250	7年	1.55	0【マル大小口】小規模企業者を対象。資金使途が設備資金の場合は利子補給あり(利子の1/2(3年以内))
	1,000	10年	1.75	0【マル北】利子補給あり1.0%(補給後0.75%)
上小阿仁村	1,000	10年	1.75	0【マル上】利子補給あり(利子の1/2)
	1,500	10年	1.75	0【マル能】限度額は(マル能小口)を含む。小規模企業者に該当する場合は利子補給あり(利子の1/2(2年以内))
能代市	1,500	10年	1.55	0【マル能小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル能)を含む。
	1,500	10年	1.55	0利子補給あり(利子の1/2(2年以内))
藤里町	1,000	10年	1.75	0【マル藤】限度額は(マル藤小口)を含む。
	1,000	10年	1.55	0利子補給あり(利子の1/2 ※利用者へ補助)
八峰町	1,000	10年	1.55	0【マル藤小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル藤)を含む。
	1,000	10年	1.55	0利子補給あり(利子の1/2 ※利用者へ補助)
	1,000	10年	1.55	0【マル藤創業】町内で新たに事業を営むために商工会その他支援機関が実施する経営指導を受けている個人、または町内に住所を有し、事業開始後適法に同一保証対象事業を営み、事業開始した日以後5年を経過していないもの。利子補給あり(利子の1/2(補給後0.88%))
三種町	1,000	10年	1.75	0【マル無】限度額は(マル無小口)を含む。利子補給あり(利子の1/2(限度2.0%分まで) ※利用者へ補助)
	1,000	10年	1.55	0【マル無小口】限度額は(マル無)を含む。利子補給あり(利子の1/2(限度2.0%分まで) ※利用者へ補助)
三種町	1,000	10年	1.55	0【マル無創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。限度額は(マル無、マル無小口)を含む。利子補給あり(利子の1/2(限度2.0%分まで) ※利用者へ補助)
	2,000	10年	1.55	0【マル三】限度額は(マル三小口、マル三創業)を含む。町直
三種町	2,000	10年	1.55	0【マル三小口】限度額は(マル三、マル三創業)を含む。町直
	2,000	10年	1.55	0【マル三創業】創業資金、創業者、又は創業間もない事業者を対象。限度額は(マル三、マル三小口)を含まない。町直接
三種町	2,000	10年	1.55	0【マル三】限度額は(マル三小口、マル三創業)を含む。町直
	2,000	10年	1.55	0【マル三小口】限度額は(マル三、マル三創業)を含む。町直
三種町	2,000	10年	1.55	0【マル三創業】創業資金、創業者、又は創業間もない事業者を対象。限度額は(マル三、マル三小口)を含まない。町直接
	2,000	10年	1.55	0【マル三】限度額は(マル三小口、マル三創業)を含む。町直

市町村名	融資条件(金額単位:万円)		保証料%	備考
	限度額	貸付期間		
秋田市	3,000	10年	1.75	0【マル市】
	2,000	10年	1.55	0【マル市小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル市)を含む。
男鹿市	1,500	10年	1.75	0【マル男】限度額は(マル男小口、マル男創業)を含む。
	1,500	10年	1.55	0【マル男小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル男、マル男創業)を含む。
	1,000	10年	1.55	0【マル男創業】市内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている個人、または市内で事業を開始して5年未満の事業者が対象。限度額は(マル男、マル男小口)を含む。
潟上市	2,000	10年	1.75	0【マルK】限度額は(マルK小口)を含む。
	1,250	10年	1.55	0【マルK小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルK)を含む。
五城目町	1,000	10年	1.75	0【マル五】限度額は(マル五小口)を含む。
	1,000	10年	1.55	0【マル五小口】限度額は(マル五)を含む。
八郎潟町	1,000	10年	1.75	0【マル八】限度額は(マル八小口)を含む。
	1,000	10年	1.55	0【マル八小口】限度額は(マル八)を含む。
井川町	1,000	10年	1.75	0【マル井】限度額は(マル井小口とマル井創業)を含む。
	1,000	10年	1.55	0【マル井小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル井とマル井創業)を含む。
大潟村	1,000	10年	1.55	0【マル井創業】創業支援資金。限度額は(マル井とマル井小口)を含む。
	1,000	10年	1.75	0【マル潟】限度額は(マル潟小口)を含む。
由利本荘市	1,000	7年	1.95	0【マル庄】限度額は(マル庄小口)を含む。
	1,000	7年	1.75	0【マル庄小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル庄)を含む。
にかほ市	2,000	10年	1.95	0【マルに】限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む。
	2,000	10年	1.75	0【マルに小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む。
にかほ市	1,000	10年	1.75	0【マルに創業】市内に住所を有し市内での創業予定者対象。限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む。
	1,000	10年	1.75	0【マルに小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルに小口)を含む。

市町村名	融資条件(金額単位:万円)		備考
	限度額	保証料%	
大仙市	1,500 (H31.4.1~ R2.3.31まで 2,000)	1.75	0 【マル仙】限度額は(マル仙小口、マル仙創業)を含む
	1,250	1.55	0 【マル仙小口】小口零細企業振興資金、小規模企業者を対象。限度額は(マル仙、マル仙創業)を含む
	1,000	1.55	0 【マル仙創業】1月以内(会社を設立する場合は2月以内)に市内で事業を開始する市民。市内で事業を開始して5年未満の市民、または、市内に設立して5年未満の会社を対象。限度額は(マル仙、マル仙小口)を含む
仙北市	2,000	1.75	0 【マルセ】限度額は(マルセ小口、マルセ創業)を含む。【マルセ】限度額あり(設備のみ)36か月 1.3%(補助後 0.45%)
	1,250	1.55	0 【マルセ小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。【マルセ】限度額あり(設備のみ)36か月 1.3%(補助後 0.25%)
	1,000	1.55	0 限度額は(マルセ、小口)を含む。【マルセ創業】創業支援資金。創業者を対象。【マルセ】限度額あり(設備のみ)36か月 1.3%(補助後 0.25%)
美郷町	1,500	1.75	0 【マル美】限度額は(マル美小口、美創業)を含む。【マル美】限度額あり 2年間 貸付利率の0.875%分
	1,250	1.55	0 【マル美小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル美、美創業)を含む。【マル美】限度額あり 2年間 貸付利率の0.775%分

市町村名	融資条件(金額単位:万円)		備考
	限度額	保証料%	
美郷町	1,000	1.55	0 【美創業】創業資金。創業者、又は創業間もない事業者を対象。限度額は(マル美、マル美小口)を含む。【美創業】限度額あり2年間貸付利率の0.775%分
	2,000	1.75	0 【マル補】限度額は(マル補小口、マル補創業)を含む。【マル補】限度額あり 2年間 利子の1/2
	1,250	1.55	0 【マル横小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル横、マル横創業)を含む。【マル横】限度額あり 2年間 利子の1/2
湯沢市	1,000	1.55	0 【マル横創業】創業資金。創業者を対象。限度額は(マル横、マル横小口)を含む。【マル横】限度額あり 2年間 利子の1/2
	2,000	1.75	0 【マルゆ】限度額は(マルゆ小口)を含む。【マルゆ】限度額あり 2年間 利子の1/2。据置期間あり 1年以内
	2,000	1.55	0 【マルゆ小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルゆ)を含む
羽後町	2,000	1.55	0 【マル羽】所定利率(3%以内) 保証料補助1/2
	2,000	1.75	0 【マル東】限度額は(マル東小口)を含む(ただし、運転資金の場合、1,000万円) 利子補助あり 運転資金の場合、利子の1/4(5年以内)、設備資金の場合、利子の1/3(5年以内)
	2,000	1.55	0 【マル東小口】限度額は(マル東)を含む(ただし、運転資金の場合、1,000万円) 利子補助あり 運転資金の場合、利子の1/4(5年以内)、設備資金の場合、利子の1/3(5年以内)

(3) 市町村独自融資制度

市町村名	制度名	融資対象	融資条件(金額単位:万円)			備考
			据置期間	貸付期間	保証料%	
大館市	中小企業機械類資金融資給付制度	市内において1年以上同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者	—	5年	0	法人の場合は代表者、個人は不要
			—	10年	2.25	※利子補助あり(補助後0.5%) 限度額は(マル大小口)と併用の場合、1,250万円
由利本荘市	中小企業融資給付特例	市内に1年以上住所又は事業所を有し、市税等を完納している中小企業者	1年	10年	0	法人の場合は代表者、個人は不要 ※利子補助あり(補助後0.975%) (H31.4.1~H33.3.31)

(4) 市町村が行う県・国の制度資金に対する利子軽減及び保証料軽減措置

市町村名	対象資金名	融資利率%		備考
		軽減前	軽減後	
能代市	県創業支援資金	1.30	1/2	10/10
		1.50	(2年以内)	
にかほ市	県経営安定資金		1.55以下	1/2 上限140万
湯沢市	県創業支援資金	1.30	10/10	10/10
		1.50	(2年以内)	



(3) 国保証制度

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証利率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
経営安定関連連帯保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①経済産業大臣の指定を受けた企業 ②経済産業大臣の指定業種に属する事業を営む企業〔市町村長の認定が必要〕
中小企業 経営革新支援保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 88,000 168,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定書締結金融機関	経営革新事業を行う中小企業者で次の事業資金が対象 ①新製品の開発または生産 ②新技術の開発または提供 ③商品の新たな生産または販売方式の導入 ④従来の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業
中心市街地活性化 関連保証	運転資金 設備資金	特定会社・公益法人 個人・法人 組合 28,000 48,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①主務大臣が認定した特定事業計画に従って、都市型新事業の施設の整備を特 定会社等は自ら行おうとする方 ②経済産業大臣が認定した中小小売商業高度化計画に従って中小小売商業高度 化事業を実施する中小企業者
中心市街地商業等 活性化支援関連保証	運転資金 設備資金	特定会社・公益法人 56,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①主務大臣が認定した特定事業計画に従って、中小小売商業高度化支援事業を行 おうとする特定会社などが対象(自ら実施するものを除く)
無担保・無保証人小口資金保証	運転資金 設備資金	2,000	7年以内	0.88以下	不要	不要	約定書締結金融機関	①県内1年以上事業を営んでいること ②他の保証を利用していないこと ③従業員20人(商業・サービス業5人以下) ④委託申込日以降1年間に納期の到来した税金を完納していること
エネルギー対策保証	設備資金	個人・法人 組合 20,000 40,000	10年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	資金使途は、省エネルギー施設、石油代替エネルギー施設の設置に必要な資金
海外投資関係資金融資保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 20,000 40,000	10年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	資金使途は、海外法人の設置・取得の費用、支店・工場等の設置・拡張、従業員教 育・研修等の運転資金に要する資金
労働力確保関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.99以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定書締結金融機関	県知事に認定を受けた改善計画に従って、改善事業を実施する協同組合等が対象
公害防止融資保証	設備資金 (運転資 金)	個人・法人 組合 5,000 10,000	7年以内 (特別の事情があるときは延長可)	1.23以下	原則必要		約定書締結金融機関	経済産業局または県知事の認定が必要
激甚災害復旧融資保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	激甚災害の指定を受けた地域の被災中小企業者で市町村長の認定を受けたもの
特定中小企業再生支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	運転10年以内 設備15年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に基づき経済産業大臣から「認定支援機関」として認定を受け た商工会、県商工連合会、商工会議所等
下請振興関連保証	運転資金	20,000	1年(個別保証1年以内) (保証は更新可)	0.56以下	売掛債権を譲渡担保とする	法人代表者 以外不要	約定書締結金融機関	「下請中小企業振興法」に基づき、親事業者に対して売掛債権を引、振興事業を实 施する下請事業者
周辺地域整備関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.35以下	必要により	必要により	約定書締結金融機関	「赤電用施設周辺整備法」に基づき、周辺地域住民の生活の利便性向上のための事 業として知事の認定を受けた方
中小小売商業 関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.99以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定書締結金融機関	「中小小売商業振興法」に基づき高度化事業計画を実施する中小企業(経済産業大 臣・知事の認定が必要)
商店街整備等支援 関連保証	運転資金 設備資金	公益法人 28,000	10年以内	1.34以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小小売商業振興法」に基づき、親事業者に対して売掛債権を引、振興事業を实 施する下請事業者
流動資産担保融資保証	運転資金	25,000	1年(個別保証1年以内) (保証は更新可)	0.88	在庫または売掛債権を譲渡担保	法人代表者 以外不要	約定書締結金融機関	「赤電用施設周辺整備法」に基づき、周辺地域住民の生活の利便性向上のための事 業として知事の認定を受けた方
中小企業特定社債保証	運転資金 設備資金	56,000	7年以内	1.9以下	2億円まで担保は不要	不要	約定書締結金融機関	適債基準を満たした中小企業(株式会社)が発行する社債債を保証
予約保証	運転資金 設備資金	2,000 28,000 48,000	5年以内	2.20以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定書締結金融機関	将来発生する緊急的な資金に対応
借換保証	運転資金	(小口零細企業保証 500)	10年以内 (認定支援機関の支援が受けられる等 一定の条件を満たす場合は19年)	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	既存借入金の借換による返済負担軽減を支援
新事業開拓資金 融資保証制度 (注)保証取扱いに ついては①～③を併 用した場合は3億円 まで、①～④を併 用した場合は6億 円(組合6億円)です。 また、①～④を併 用して4億円(組合6億 円)となります。	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 20,000 40,000	15年以内	1.23以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定書締結金融機関	新事業開拓保険にかかると新事業認定実施要領に該当する方
①新事業開拓保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	運転5年以内 設備7年以内	1.44以下	必要により	必要により	約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づく特定補助金等の交付を受け、その成果を利用し た事業活動を行うとする方
②特定新技術事業 活動関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により	必要により	約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、行政庁の承認を受けた経営革新計画を行う とする方
③経営革新関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 40,000 80,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により	必要により	約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、主務大臣の認定を受けた実施計画を行おう とする方
④風分野連携新事業 分野開拓関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 88,000 168,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により	必要により	約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、主務大臣の認定を受けた実施計画に従って経営 力向上に係る事業を行うとする中小企業者
経営力向上関連保証	運転資金 設備資金	60,000	設備7年以内	0.75以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定書締結金融機関	「産業界競争力強化法」に掲げる創業者(再挑戦者)で事業開始の具体的計画を有す る方などが対象
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	運転資金 設備資金	2,000	10年以内	0.88以下	不要		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に掲げる創業者(再挑戦者)で事業開始の具体的計画を有す る方などが対象
創業・創業等 関連保証	運転資金 設備資金	1,500	10年以内	0.88以下	不要		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に掲げる創業者(再挑戦者)で事業開始の具体的計画を有す る方などが対象
流通業務総合効率化関連特別保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.35以下	必要により	必要により	約定書締結金融機関	流通業務の効率化計画について主務大臣の認定を受けた組合等およびその構 成員たる中小企業者

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率 (%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
地域産業集積圏関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	15年以内	0.88以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定期間結算金融機関	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に 基づく通知事項認定を受けた方など対象
	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 128,000 128,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定期間結算金融機関	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく主 務大臣の認定を受けた方
地域産業資源活用事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	3年以内	1.76以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき事業再生をおこなう中小企業
	運転資金 設備資金	20,000	10年以内	2.20以下	必要により		約定期間結算金融機関	法的再生手続を行う方
事業再生保証	運転資金 設備資金	2,000	10年以内	2.20以下	原則不要	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定期間結算金融機関	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下で協会の利用額が1,250万円以内となる 小規模企業者対象
	運転資金 設備資金	128,000 168,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定期間結算金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づく大臣認定を受けた方
中小零細企業保証	運転資金 設備資金	20,000	1年以内(更新可)	1.90以下	必要により	必要により	特定信用状約定期間 結算金融機関	特定信用状の発行に伴い中小企業者が国内金融機関に対して負担する債務を保証 一括返済方式による割引に係る支払企業との債務を保証
	運転資金 設備資金	100,000	1年以内(更新可)	2.20以下	必要により		約定期間結算金融機関	農工商等連携促進法に定める大臣認定を受けた事業を実施する企業
農工商等連携関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 128,000 168,000	運転5年以内 設備15年以内	1.23以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定期間結算金融機関	事業承継(譲渡)・議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を 支援
	運転資金 設備資金	28,000	運転10年以内 設備15年以内	1.90以下	必要により		約定期間結算金融機関	会社の経営を承継した代表者個人を対象として、事業承継に際し議決権株式の取得 等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
特定経営承継準備関連保証	運転資金 設備資金	28,000	運転10年以内 設備15年以内	1.90以下	必要により	法人の代表者又は 他の中小企業者以外不要 他の中小企業者以外不要	約定期間結算金融機関	会社又は個人である中小企業者が、他の中小企業者の事業承継を行うための議決 権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
	運転資金 設備資金	28,000	運転10年以内 設備15年以内	1.90以下	必要により		約定期間結算金融機関	新たに設立した持ち株会社に、後継者への事業承継を目的とした事業承継計画 の要領に必要な資金
特定経営承継準備関連保証	運転資金 設備資金	28,000	運転10年以内 設備15年以内	1.15	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用取崩が生じた中 小企業者
	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.8以下	必要により		約定期間結算金融機関	事業譲渡や経営者交代等による事業承継が見込み、自主的な事業を運営する中 小企業者
事業承継サポート保証	運転資金 設備資金	3,000	1年以内	1.90以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を 行う組合などが対象
	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定期間結算金融機関	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を 行う一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利法人で中小企業信用保証協会の 認定を受けた組合などが対象
自主商業支援保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	計画区域における商店街活性化事業に関する基本的な方針に適合する事業の うち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとし て市町村長の認定を受けた中小企業者
	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定期間結算金融機関	金融機関及び指定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
商店街活性化事業 関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	約定期間結算金融機関	認定支援機関等の指導・助言を受けて作成した計画に従って事業再生を行い、金融 機関に対して事業計画の実行及び進捗の報告を行う企業
	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	運転5年以内・設備7年以内 (旧借換は10年以内)	2.0以下	必要により		約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に規定する認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人、 一般財団法人、特定非営利活動法人
商店街活性化促進事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.15以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に規定する認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人、 一般財団法人、特定非営利活動法人
	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定期間結算金融機関	「生産性向上特別措置法」に規定に基づき、革新的な生産性向上活動を行う中小企業 者
経営力強化保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「生産性向上特別措置法」に規定に基づき、革新的な生産性向上活動を行う中小企業 者
	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定期間結算金融機関	「生産性向上特別措置法」に規定に基づき、先端設備等の導入をおこなうとする中小 企業者
事業再生計画実施関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.15以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、認定情報処理機関として経済産業大臣の認定 を受けた一般社団法人又は一般財団法人
	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
小規模事業者支援関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.07以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
革新的事業活動 関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.07以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
情報処理支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
技術情報連携をい防止措置取組関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により	必要により	約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定期間結算金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術情報連携をい防止措置取組等の範囲を、中 小企業者に対して行うものとして認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人

(4)その他保証制度

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率 (%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
商工貯蓄共済融資保証	運転資金 設備資金	2,000	運転5年以内 設備7年以内	1.90以下	必要により	原則として 法人は代表者 個人事業主は不要	秋田銀・北都銀 信金・信組	保証限度は貯蓄積立額の6倍以内、毎月の掛金が9万円以上で貯蓄積立額が150万 円以上の者は7倍以内

8. 県内中小企業金融相談の問い合わせ先

	T E L	F A X
秋田県 産業労働部 産業政策課	秋田市山王三丁目 1-1 018-860-2215	860-3887
公益財団法人あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目 1-1 018-860-5702	863-2390
秋田県信用保証協会	秋田東営業室 秋田市旭北錦町 1-47 018-863-9016	863-9010
	秋田西営業室 秋田市旭北錦町 1-47 018-863-9018	863-9010
	大館支所 大館市宇三の丸 90 0186-49-2281	49-2280
	能代支所 能代市上町 6-28 0185-54-2377	55-2264
	本荘支所 由利本荘市肴町 66-4 0184-22-5330	22-5332
	大曲支所 大仙市大曲浜町 2-2 0187-63-1811	63-1812
	横手・湯沢支所 横手市神明町 2-27 0182-32-2361	32-2363
秋田県中小企業団体中央会	秋田市旭北錦町 1-47 018-863-8701	865-1009
秋田県商工会連合会	秋田市旭北錦町 1-47 018-863-8491	863-8490
各商工会議所		
各商工会		
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店 (中小企業事業)	秋田市中通五丁目 1-51 (北都ビルディング 5 階) 018-832-5511	835-6331
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店 (国民生活事業)	秋田市中通五丁目 1-51 (北都ビルディング 1 階) 018-832-5641	833-1285
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店 (農林水産事業)	秋田市中通五丁目 1-51 (北都ビルディング 4 階) 018-833-8247	835-8309
株式会社 日本政策金融公庫 大館支店 (国民生活事業)	大館市御成町二丁目 3-38 0186-42-3407	49-2925
株式会社 商工組合中央金庫 秋田支店	秋田市中通二丁目 4-19 018-833-8531	833-1683

9. 経営相談窓口

経営・金融・雇用等の相談に応ずるため、次の箇所に経営相談窓口を設置しております。

	T E L	F A X
公益財団法人あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目 1-1 018-860-5702	863-2390
秋田県産業労働部産業政策課	秋田市山王三丁目 1-1 018-860-2215	860-3887
秋田県鹿角地域振興局地域企画課	鹿角市花輪六月田 1 0186-22-0456	23-5574
	北秋田地域振興局地域企画課 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1 0186-62-1251	63-0496
	山本地域振興局地域企画課 能代市御指南町 1-10 0185-55-8004	55-2296
	秋田地域振興局地域企画課 秋田市山王四丁目 1-2 018-860-3319	860-3860
	由利地域振興局地域企画課 由利本荘市水林 366 0184-22-5432	22-6683
	仙北地域振興局地域企画課 大仙市大曲上栄町 13-62 0187-63-5223	63-6369
	平鹿地域振興局地域企画課 横手市旭川一丁目 3-41 0182-32-0594	32-8349
	雄勝地域振興局地域企画課 湯沢市千石町二丁目 1-10 0183-73-8191	72-5057